

平成24年第2回涌谷町議会定例会（第2日）

平成24年3月9日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 一般質問

1. 議案第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 同意第 2号の上程、説明、質疑、採決

1. 諮問第 1号の上程、説明、質疑、採決

1. 諮問第 2号の上程、説明、質疑、採決

1. 承認第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 4号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 5号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 6号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 7号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 8号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第 9号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第14号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務企画課参事兼課長	城口貴志生君	町民税務課参事兼課長	安部政志君
町民税務課統括主幹兼危機管理室長	高橋宏明君	町民医療福祉センター副センター長兼総務管理課長	佐々木敏雄君
町民医療福祉センター健康福祉課参事兼課長	佐々木忠弘君	産業振興課長	平塚盛茂君
商工観光室長	小野寺和敏君	建設水道課参事兼課長	村上芳行君
建設水道課統括主幹	澤田勝治君	会計管理者兼会計課長	大友信一君
教育委員会教育長	木村達夫君	教育文化課参事兼課長	高橋勝一君
教育文化課統括主幹	三塚尚登君	教育文化課統括主幹	川口美恵子君
代表監査委員	柳渕茂君	農業委員会会長	佐竹榮一君

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主査	金山みどり		

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） おはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

ここで開会前にお知らせしておきます。

大橋信夫議員から遅参の届け出が出ております。

開会前に、昨年3月11日の東日本大震災が発生してから1年がたとうとしております。震災で犠牲になられました皆様方のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思いますのでご協力をお願い申し上げます。傍聴席の皆様にもご協力をお願い申し上げます。

黙祷。

[黙祷]

お直りください。ありがとうございました。



◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

14番大泉 治君、登壇願います。

[14番 大泉 治君登壇]

○14番（大泉 治君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問いたします。

質問に入ります前に、現社会状況の中で子育て支援策は最も重要な施策の一つであり、幼保一元化施設、公民館の建設そのものについては時宜を得ており、賛成であるということを申し添えまして質問に入らせていただきたいというふうに思います。

公共施設、幼保一元化施設、公民館等の建設について、私はまちづくりの基礎は中長期的展望に立ったまちづくりのランドデザインをしっかりと描き、町民に示すことであるというふうに考えております。今議会に提案予定の幼保一元化施設の建設、それから公民館の実施設計、そのランドデザインまた住民の要望、意見に沿ったものなのか、財政と効果、そして将来性、規模や位置などあらゆる面で十分な検討と検証が必要であるというふうに思われます。安易に拙速な実施は避けるべきではないのかと、十分な検討と検証がなされたのかを伺います。

教育長には、その中の教育行政に絞ってのランドデザインをどのように描いておられるのかご質問したいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 改めましておはようございます。

それでは、ただいま質問ございました14番大泉議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

涌谷公民館の復旧建設事業につきましては、さきの9月定例会でお示しました涌谷町災害復旧計画に基づき、平成23年度から平成25年度の事業期間で国の災害査定を受け、国の補助事業を最大限に活用し、建設を予定しております。災害査定については、4月以降の予定となっております。

昨日9番鈴木議員さんにも答弁しましたとおり、災害復旧の基本的な考え方は、従前の機能回復となっておりますことから現在の場所での建設を予定しております。位置については、これまで町民の皆様にご利用、ご活用いただいておりますことから、問題はないと思っております。また規模については現在の延べ面積が基本となりますが、間取り設備等については町民皆様、あるいは議員の皆様方のご意見、ご要望をお伺いしながら建設を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、このランドデザインというふうに先ほどご質問なさいましたが、たしか私が当時議員をやっていたころの記憶でありますけれども、涌谷町第3次総合計画の中であの地域が文化施設あるいは、スポーツゾーンという姿で位置づけられたのかなというふうに私記憶をしております。そしてまた、幼保一元化の施設につきましては、後ほど教育長のほうから答弁させておきますけれども、これにつきましても昨年震災において十分な審議がなされなかったわけではありますが、その前段のほうできのうもこの件につきましては教育長のほうからお話、答弁があったと思っておりますが、教育委員会で十分煮詰めましてそして議会の皆さん方にも特別委員会等々で審議していただいたその過程の中で構成された方向性であったなというふうに考えておりますし、23年度の当初予算、震災におきまして先送りというふうになりましたが、一応私といたしましては議員の皆様にご承認いただいた予算であったなというふうに認識しておりますので、改めてこの幼保一元化の場所、あるいは位置づけ等々については、皆さん方既に了承しているものだというふうに認識しております。詳しくは、教育長のほうから答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

〔教育長 木村達夫君登壇〕

○教育委員会教育長（木村達夫君） それでは、私のほうから14番大泉 治議員の一般質問にお答え申し上げます。

きのうは2番の只野議員からも待機児童は一刻も早く直すべきだというご意見がありました。待機児童発生というのは我々一同反省すべき問題だというふうに思っております、この問題については一刻も早く取り上げて解決するのが我々の責任というふうに考えております。

この幼保一元化施設の改修事業は、振り返って見ますと平成19年11月の議会調査特別委員会において、今後の涌谷の教育のあり方についてお答えしております。その1点は小学校は三つ、保育所、幼稚園は三つ、中学校は一つというふうな報告がなされているわけでありまして、これを受けまして、教育委員会としましていろいろ検討委員会をつくってまいりました。第1回の検討委員会、町民多数を含めた町民検討委員会、その間に39行政区への地域回り、あるいは民生委員の会議、区長さんの会議、あるいは園長、所長の会議等を含めましてこの問題についていろいろ話し合いをしてまいりました。

それらを踏まえまして、旧第三小学校の施設活用と財政面も含め検討し、ひなた幼稚園と城山保育所の保護者の皆様の理解を得て平成23年度に着手することになっておりましたが、ただいま町長さんからのお話にありましたように、昨年の東日本大震災により進捗がおくれている事業であります。また、ひなた幼稚園、城山保育所ともに行ってみればわかりますように両施設とも大変狭い面積でありまして、特に保育所の事務施設などは先生方が回って歩くのに大変苦労しているような状態であり、給食施設についても年期が来ているような状況でありまして、一刻も早くこの辺の問題を解決しなければならないし、昨年のお水害なんかを考えてみましても、早急に対応して一刻も早く幼保一元の施設をつくるのが緊急の課題ではないかというふうに思っておりますので、議員皆様のご協力をお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 町長の答弁にもありましたいわゆるグランドデザインというのは、町全体の発展と利便性、効率性を考えて、例えばゾーンと申し上げました。その当時のものも私は持っております。福祉ゾーン、商業ゾーン、工業ゾーン、農業、住宅それから教育文化ゾーンというような適正な配置があつた当時なされておりました。そこには将来像を具体的に描いておつたことであり、またそしてその町としての理念とそれからこの地域をこういうふうにするんだというコンセプトがあつたというふうに思います。

当時老人福祉複合施設、いわゆるゆうらいふ建設の際にはそのコンセプトは子供たちの近くで声を聞きながら、姿を見ながら身体精神の回復を図り、子供たちには温かな豊かな心を育てる相乗効果が期待できるとして、保育所にわざわざ隣接させて建設いたしました。そしてまた、幼保一元化施設はそのゆうらいふの隣に建設予定地としていわゆる町長が先ほど申し上げましたゾーンとして土地の造成を行ったものでございます。旧第三小学校の跡地の要するに建設といえども、リフォームは町のコンセプトからは大きくずれているのではないのでしょうか。そういう部分では不適切地であるというふうに考えざるを得ません。当初の予定したところ、それからそういったところに新築というような考え方はないのでしょうか。

それから、教育長の答弁にありました待機児童の解消、これは当初3月までの申し込みは毎年度必ず待機児童が出ます。しかしながら、ある程度の枠をクリアすると5月までには約15%の増員が許認可され、そして総合計画の中では今後5年間は待機児童はないと明確にうたっております。待機児童の解消のために施設をつくるというのは決して本来の目的を目指すものではないというふうに考えます。先ほど伺った新築の考え方はないのか、そういったところをお伺いしたいと思っております。これは教育長さんでお願いします。町

長でいいです。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、ただいまの第2回目の質問でございます。

特に、福祉ゾーンということで、ゆうらいふの東側に土地を確保した経緯等々について、そのとおりに計画どおりすべきだというような考え方のようにございますけれども、当時はそういう考えで対処をしようというふうに考えておりました。

しかし、なぜできなかったのかということにつきましては、いろいろと諸般の事情やら、財政上の進める計画等々が徐々に徐々にずれてまいったというような姿かなというふうに思います。当時10億円ぐらいかかる幼保一体の姿だということございまして、なかなか財源確保に難しいというような状況で現在の状況になってきたのかなというふうに思います。でありますし、また先ほど教育長のほうから答弁されたように、統合によって旧第3小学校があのままの状態で見ると、活用策というふうに考えると効率的な姿が出てくるのかなというふうに考えております。たまたま、きのうもお話ししましたように、台風15号の被害によって城山保育所そしてまた中下町周辺が内水排除ができない状態ございまして、水没するような姿になりました。当然あの東側も対象になるわけでございます。そういった面での周辺を一体として改めて地盤、あるいは沈下等々調査しなければならないということございまして、逆に私とすればかえって時間をおいてよかったのかなというふうに考えてもおります。

そういった姿から見ますとやはり旧第三小学校の空き校舎を活用した幼保一元化のほうが、経費の姿でも利便性が将来の財政計画にも、利便というんですか計画も立ちやすいし、そしてまたきのうお話ししましたように、元第三小学校に民間でありますけれども、特老ホーム等々の進出がなされ計画が実現する状況となっております。そういった面からしますと、やはり旧第3小学校、元じゃなくて旧第三小学校に幼保一元、そしてまた空いている校庭が大分ありますので、その活用等々も今後合わせるという姿になるとやはりあの周辺が福祉ゾーンということに変化する可能性は十分にあるのかなというふうに私自身先を読むと考えられる姿でありますので、その辺も合わせていよいよそういう時期がまいましたならば、改めて議員さん方々にご相談を申し上げながら、理解をいただくようになろうかというふうに考えておりますので、今の段階ではよろしくその辺のところ認識していただきますようお願いを申し上げたいなというふうに思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 私はしばらくの間、教育厚生常任委員会に所属しております、これらのことについては常任委員会活動を通して、また特別委員会を通して常々お話ししてまいったわけでございます。

常任委員会の報告書を昨年12月の定例会に提出させていただきましたけれども、その報告書は見ていただけでしょうか。こういうふうにかかれております。「幼保一元化施設についてはニーズに合った保育、教育内容に配慮されているが、涌谷町全体の幼保施設の将来像を定め適正配置を心がけるべきであると思慮される。不適切な配置がなされたとき、無駄な費用と父兄負担の増加につながり、子育て支援の基本的考え方から逸脱したことになりかねない。多少時間がかかったとしてもしっかりと将来像を描き、適正な配置がなされるよう強く願望する。」こういうふうにかかれております。さらには、「保育園、幼稚園、

小学校、中学校一体とするらえ方、考え方も考慮し、将来像を描く必要があると思慮される。」こういうふうには報告書の中では書かれておりますが、この点について読んでいただけたのか、それを今回の施策の中に入れていただいたのかをお伺いしたいと思います。

そしてまた、第4次の総合計画の中には旧第三小学校を幼保一元化施設にするとはどこにも明記されておられません。ただ、幼保一元化施設を建設するというふうな形では書かれております。学校適正規模、適正配置の説明会の折、教育長が申し上げたようにここは、空き地にもしくは空き家にしないでほしいという要望はあったけれども、幼保一元化施設をここに持ってきてくれという話は地元からはなかったということでございます。これはどちらから出た話なのでしょうかね。そこに持っていくというのは。そして、本来子育て支援というのは福祉部門である保育所、幼稚園は教育委員会で、保育園は教育委員会に組み入れたのは保育所、幼稚園、小学校、中学校一体的にとらえて将来を担う子供たちを育てるためではなかったのでしょうか。

さらには、第4次総合計画、後期基本計画にはこうたわれております。町立の幼稚園一園と保育所を平成24年度に統合し、幼保一元化施設としてオープンを予定しているところです。今後5年間待機児童は出ないと予想されますが、少子化が進んでいることや地域のニーズを考え合わせると残る幼稚園の統合、それを契機として幼保一元化施設など長時間保育の対応が可能な施設運営について検討していく必要があると思われれます。旧第三小学校にこの幼保一元化施設を配置した場合、この後期計画、それから教育委員会、町として立てた方針から大きくずれることになるのではないのでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（木村達夫君） 先ほどの待機児童の問題と幼保一元の問題は、余り関係ないという話がありましたが、私は別な考えを持っているわけでありまして、今国で考えておるのは待機児童を解消するために幼保一元化施設をつくるんだというふうな言明をしております。

涌谷においては、幼稚園関係はいわゆる文科省の所属であるし、保育所は厚生労働省関係であります。町の教育委員会としましては、これらの点を考えて国の縦割りを超越しました今教育委員会の所属には保育所担当の方々が入っておりますのは、どういう理由かという幼保一元化解消もありますが、もう一つの大きな目的は保育を目的とするのが保育所なんだよ、幼稚園は保育も考えますけれども教育というふうな面を考えると、こういう二つの所属の就学前の教育に対しまして、同じ町民ではないかと同じ町民の子供は教育の面も保育の面も一緒に考えようというような考え方でいわゆる教育委員会の中に所属に保育所担当の職員も入れまして今後こういう方向で進もうということでもありますので、涌谷で考えておる幼保一元というのは、待機児童解消もありますけれども、いわゆる就学前の子供が保育も全うし、教育も全うするという趣旨で行われているのが涌谷の幼保一元の考えであることを申し上げておきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） まず、基本的な考え方に戻らせていただいて、子育て支援というのは施設をつくるということではなくて、子供たちの安全性やそれから父兄の利便性、そして保護者の負担軽減を最優先すべきものであるというふうに考えます。

さらにはひなた幼稚園と城山保育所の子供たちの送迎を旧第三小学校までということについては無理はな

いのでしょうか。現在の道路状況やそれから一部ではなくこれから預けようとする、お任せしようとする父兄、地域最も遠くは恐らく籠岳地域それから小塚地域、花勝山地域、幼稚園に関してはほとんどが、ひなたを中心とした第三小学校区まで含んだ方々だとは思いますが、実際に歩いてみますと、朝晩の込み合った時間にはとても行ける状況ではございません。そういったことも含め、財政的に考えて安く済むんだという考え方、これは子育て支援とは違う考え方だろうというふうに思います。

そして、新しくつくるのに10億円というような町長の言葉もございましたけれども、いまだかつてそういう、それだけかかるというような施設はどこの施設においても聞いたことはございません。近隣の幼保一元化施設も教育長を初め職員の方々と一緒に視察もしてまいりましたし、どれほどかかったのかということも見てまいりました。用地買収を含めて約7億円というのが今までの中では一番大きかったのかなと。

ここに一つの例がございます。ある町での幼保一元化施設でございます。総額で7億1,974万円の事業費でありますけれども、それをつくろうということでつくった結果、国や県の現行制度の中で、国、県の補助金が5,737万円、そして公債100%認められませんので約80%程度だと思っておりますけれども、6億幾らの公債の中の、公債、要するに借金は4億7,990万円、残りは結局は基金の取り崩し、それから当初充てた予算総額で1億8,000万円程度と。約17年というふうな支払い年限を考えてみますと、年間にすると約3,400万円ほど公債費がふえるというような結果で大変な負担になるというような問題ではありません。

そしてまた、今私どもが考えている必ず町でなければならないというところから、少し幅を広げて考えてみますれば、運営主体を民間法人への管理委託にするとか、それからもしくは制度そのものがいろんな多岐にわたると、そして公共団体の町が主体となったときに余り補助がつかないよということであればその事業主体を民間にして町が出資助成するなどそれから県の保育所整備補助金、さまざまなものが合わせて50億円を超える予算があります。できるだけ補助を受けられるような工夫を町当局としてはなされ、その辺も考慮しながらこの旧第三小学校に幼保一元化施設を持っていくという結論に至ったのかどうかですね、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、私が答弁できる内容についてのみ私のほうから答弁させていただき、改めて大泉議員さんにご理解をいただければなというふうに考えております。

確かにそのような姿も成り立つというような、私自身も考えております。しかし、現実の涌谷の状況、いわゆるきのうも話が出ましたけれども、少子化あるいは高齢化というような姿に向かっているとき、改めてこの施設整備に大泉議員さんは7億円というような姿であります、かける必要性というものが現実にはいいのかどうかということも合わせて考えなければならないのかなというふうに思います。

そしてまた先ほど答弁しましたように、たまたま3月11日の大震災、そしてあわせて9月21日の台風21号によってあの地域が水没するような状況になっており、特に中下町地域におかれましての住民感情といたしましては、あのゆうらいふの東側に建物を建てるその感情が相当大的な問題に発生するだろうというふうに私自身、内々把握しております。そうしましたときには、今回700万円ほどかけましてあの周辺の地盤調査あるいは排水路計画等々によって具体的にどのような姿づくりがいいのかということについての答えも見出さなければならない。しかし、現実には先ほど教育長も答弁されたように今幼保一元化をすべき喫緊の課題が

そこにあるんだと、いわゆるひなた幼稚園、あるいは城山保育所等々は老朽化してさらに震災によって耐え得る状況ではないという姿から見ましても、これは何とかしなければならない、その姿が当然出てくる状況であろうというふうに考えるのは行政としての当たり前の姿じゃないのかなというふうに思います。もし、それでもなおかつ東側にいわゆるゆうらいふの東側に予定どおりの、計画どおりの一元化施設を建てるといふふうになるのであれば議員さん方の総意を確認しなければならない姿でありますけれども、大泉議員さんはじゃあこの4年間議員さん、涌谷町の議会選出監査委員として涌谷の財政状況等々を勘案したときにどういう見直し、あるいは対応等々もしなければならないのかということについても私自身聞いてみたいなどいうふうに考えておりますので、その辺も合わせてよろしくご指導のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

[午前10時37分 大橋信夫議員着席]

○議長（遠藤釈雄君） ただいまの町長、反問ございますが答えますか。反問だと受けとめました。よろしいですか。

○14番（大泉 治君） そこまで来るとは思いませんでしたけれども、町長からのご質問がございましたのでお答えさせていただきますが、全国の中でもまた県下を通しても我が町の財政は平均もしくはそれ以上、上であるというような判断をさせていただいております。そしてまた、昨年災害時においてもある意味では基金がふえている状況で現在は3億幾らしかございません。これは例年のことでございます。5月になると必ずや戻る、前の状況に戻る状況でございます。そしてまた常日ごろ監査委員として監査講評の中なり、それから職員の方々に申し上げてきたのはじっと黙っているだけでは町は進まないし、段々減びていくだけだよと。アイデアを出して工夫して自前の金をできるだけ使わないで、町民の方々に喜んでもらえるような施策を職員みずから考えなければいけませんよというお話をさせていただいてまいりました。そして、涌谷町が将来に向けて進むためには、適切なアクション、報告書にもありますように間違っただ判断の中でアクションを起こしたときには将来的にもつながらない、そういう考え方を私は今質問に答弁させていただいております。常にスクラップアンドビルドということを考えながら、やるときには将来性をしっかりと配慮してどんな時代になっても対応できる配置をすべきで、いわゆるここで申し上げて適切かどうかはわかりませんが、旧第三小学校が10年ちょっとで統廃合の目にあつたということは、既に10年ちょっとというのは予測のできる範囲内の年数でございます。それをこういう形になったということはある意味では失敗した施策の一つであろうかと。（「とまったままだよ」の声あり）今答弁ですので、私の質問時間ではございませんから、時計はとまっていると思います。

そういう意味では旧第三小学校の轍を踏んではならないという思いが強く私の中であります。そして、涌谷の施設で子供を育てたいと言われるような施設を、ぜひ配置していただければという思いがあつての質問でございます。一番最初に申し上げたようにつくってだめだということではなくて、施設そのものをつくることに対しては賛成ですよということは私は一番最初に述べております。答えになりましたでしょうか。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 大体私の考えどおりになるのかなというふうに思います。しかし現実はそのようななかそのとおりにはいかないということも先ほど申し上げたとおりであります。

昨年のこれまた申し上げますけれども、昨年の3月11日の東日本大震災によりまして、たまたまその後私町長に当選させていただきました。そのときに何が一番優先すべき事項なのかということについてお話いたしました。そして支持をいただいたわけでありまして、その中にいわゆる大震災あるいは災害等に強いまちづくりを最優先でやりましょうということで、私自身今度の予算も編成させていただいたような状態でございます。まず大きな姿には、きのうもお話し申し上げました町内全域に町民の方々が安心・安全な姿づくりをいち早くつくろうということで防災行政無線の設置をこし中に設置をする、あるいは災害に強いということで防災ステーションの建設を優先的にしようということでございます。そういう中で災害復旧等々のいわゆる公共事業も対応していかなければならないというような状況の、そういう姿の中で今喫緊の課題であります幼保一元化施設の対応というような姿であります。これについては何回もお話ししましたように城山保育所あるいはひなた幼稚園の現況を見たときに、このまま何年も放置しておいていいのかというような状況から見ますと、やはり解消に向かって対応するのも行政あるいは教育部門の務めではなからうかというふうに私自身認識した次第でありますので、どうかその辺も合わせましてご理解をいただければ本当にありがたいなというふうに思います。議員の皆様方にも私の思いを感じていただければ幸いですというふうに思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 時間も余りございませんのであれですけれども、今回国のほうでも総合子ども園の創設ということで、もう15年度からしっかりとした事業がなされると、その内容についてはほとんど運営費補助だけが出ておまして、整備に対してはまだ出ておらないわけですけれども、そういった意味では現制度のものよりもかなり新築に関しては補助が多く見込まれるのではないかと、そういった検討がなされた上でこのようにお話であれば私としても十分納得するところでございますが、さらにまたそういったことも含めた半年や1年の差で大きな損失にならないように、ひとつお願いできればというふうに考えております。

そしてまた、涌谷の施設でぜひとも子供を育てたいとそういったような姿、そして我々大人にとって子供というのは夢であり希望の象徴でもあります。将来に向けて夢と誇りの持てる施設建設を強く望んで次の質問に移らせていただきます。

次の公民館の建設でございますけれども、さきの質問で私ではなく公民館については、町長はたたき台としての設計を皆様にはお示ししたんだということでございますけれども、実施設計というのはこういう形でつくりますよということでたたき台ではないのではないのでしょうか。そして公民館そのものがそれぞれ利用者が減少している、その解消策はいまだに見えていないというのが実情であって、公民館を建設する際にはいわゆるコンセプトとしては利用者がふえる夢のある、希望の持てるような建物、どういうものに利用したら、どういう利用のする方がいたらこういう建物が必要ではないかということをも考えながら設計に入るべきだと。そしてまた、設計に入る前にそういった話し合いが町民と一体となって考えるべきであると。それから、総合計画の中にはしっかりとうたっております。生涯学習施設として建設したいと、これは震災とは別の問題で町の考え方としてそういう考えがしっかりとうたわれております。このことについて、それではよろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、公民館の建設関係について改めてご質問でございますけれども、第1回目の答弁で申し上げたとおりでございます。改めてお話ししますけれども、平成24年度の前半あたりに基本設計等々を皆さん方にお示しできるんじゃないのかなど。それによってあるいは大事な施設だからいろいろと考慮して議員の皆さん方、これではだめだから特別委員会をつくってよくよく検討してみたいということであれば、その姿の中で早目にご意見をいただければ私のほうもありがたいのかなというふうに思います。当然それが町民皆様にお示しできる相談というふうになろうかというふうに考えております。あくまでも、行政独断あるいは教育部門独断でそういうする姿はございません。ただ、何回もお話ししますけれども、あくまでも災害よっての回復をする施設だということを念頭に置いていただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 先ほども申し上げましたけれども、生涯学習施設として建設すると、災害がなくてもそういうふうなうたい方をしておる。そこには、そういうものに総合計画にのっとって考えれば図書館、それから客席、ステージを備えてホールなど当然のごとく考えられるというふうに思います。ぜひとも町民が集ってぜひ利用してみたいというような施設、それから災害復旧は復旧としてそれも含めた総合的な施設のあり方を、単なる復旧だけで終わらせるのでは何ら意味がないのではないかというふうに思われます。ぜひともその辺のところを。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ぎりぎりでもっと言いたいことがあったのかなというふうに私自身考えておりますけれども、やはりあくまでも災害という姿の中にできるだけ町民が望む、あるいは議員の皆様方が知恵を出してこうだということについては、採用していかなければならないと私自身考えております。ただ、その部分については町単独の持ち出し分というような姿になりますので、その辺も合わせてご認識いただいてよろしくご指導のほどお願い申し上げたいというふうに考えております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 次に4番久 勉君、登壇願います。

〔4番 久 勉君登壇〕

○4番（久 勉君） 4番久です。

かねて通告しておりましたので、2点ほど。

平成24年度の新年度予算編成に当たって、昨年8月町長に就任してスタートの年といいますか、初めての予算編成になるわけですから、どんなことに意を用いたといいますですかね、その辺を聞かせてください。

それから2点目なんですけれども世代館、研修館の運営管理について昨年の3月にも質問したわけですが、どんなことをあるべき姿というんですかね、それをどう考えているのかということをお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、4番久 勉議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の平成24年度予算編成に当たってどんなことに留意したのかということですが、まず町長就任時の所信表明にもお話ししておりますように、東日本大震災の復旧が最優先課題であることを申し上げます。

平成24年度の予算編成方針といたしましても、歳入では自主財源確保になお一層取り組まなければならないといたしまして、歳出においては東日本大震災の復旧事業を最優先に進めることを予算編成基本方針の第1としております。

また、第2といたしまして東日本大震災及び昨年9月の台風15号による課題解決に積極的に取り組むことということでございます。

第3といたしましては、私の方針や公約等を十分考慮いたし、優先順位を決め予算に反映できるよう取り組むこととございます。

第4といたしましては、新規事業の財源につきましては、国、県補助金や民間補助金、あるいは後年度に交付税の算入のある地方債等々を積極的に導入することとございます。

第5といたしましては、事業の大胆な見直しや計上経費の節減に徹底することとございます。

最後に財政調整基金の取り崩しによる財政運営には限度がございますので、経常的歳入に見合った財政規模の実現を目指すこととございます。

これらを基本といたしまして、平成24年度の予算編成を行ったところでございます。

さきにもお話し申し上げましたが、長引く景気の低迷による税収の落ち込みに加え、今回の震災の影響からなお一層堅実な町政運営を進めていかなければならないと考えております。

次に、2点目の世代館、研修館の管理運営についてどうあるべきという考えでいるのかという質問でございますけれども、指定管理者による管理運営ができるように条例改正を行ったところでございますが、昨年の震災発生によりまして、現在ボランティアの被災地支援のベースとして提供しております。ボランティアの利用状況といたしましては、1月末までに主に4団体、延べ4,806名の利用者がございました。今後も被災地の支援にはまだまだ必要と考えており、ボランティアの活動状況を見ながら当分の間は現状を維持したいと考えております。

また、復興特区事業の中で温泉を利用したリラクゼーションエリアとして利用することも検討をしております。マッサージや鍼灸、アロマテラピーなどこれらを提供いたしまして健康増進施設としての充実を図り、隣接するいわゆる天平の湯でありますけれども、温泉施設の集客等々に結びつけられないか、地域振興公社とも協議を重ねながら検討しているところでございますし、これを具体化するのも一つの方策だろうというふうに考えておりますので、議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。4番久議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） それでは、きのうも6人の方への一般質問への答弁を聞いて、その中で町長の答弁の中で例えば、震災の復旧を第1番目に考えると。その震災復旧の第1番目の課題の中にじゃあ涌谷町として何が一番課題なのかということなんですけれども、きのうの答弁の中では瓦れきと放射線だいう答弁がありました。じゃあ町として瓦れきの処理と放射線にどう対応していくのかということは何を考えているかという

のを。簡単にいいですから答えは。瓦れきとか放射線別に何も考えていないよといえはそれはそれなんですけれども。ただ、町長が瓦れきと放射線が第1番だと言ったからにはそれのことに関してどうしようとしているのかということをお答え願います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） この問題等々については、いわゆる広義、広義といいますか広く宮城県、あるいは宮城県に置かれた大きな課題がこれからそういう問題に派生するだろうということで、これについても我々行政といたしましては、その視野に入れながら対応していかなければならない大きな問題であり、課題であろうというふうに考えてお話申し上げた次第であります。

具体的に瓦れきを涌谷町でどこどこに受け入れたいとか、あるいは放射性物質等々についてこういうふうな町として処理をしたいとか、そういう姿ではございません。これは国も、県もいろんな方向等々がいまだ定まらないその姿で長引く課題がそこにあるだろうということで、町としてもその問題等々については無関心ではいけないということをお話し申し上げたところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 無関心ではいけないということになれば、例えば宮城県知事が中村県議長と2人で他県に回って瓦れきの受け入れをお願いできないかと行脚している。じゃあ少しでも町内の遊休地といいますか、そういうところに涌谷が量的にはそんなに多量ではないと思いますけれども、ただ沿岸部から見ればやはり近いところではあるわけですからそういう支援というのを検討されたのか、またそういうことは全然考えないということなのかということはいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 私の頭の中にはその視野がございます。しかし、現実にはそういう状況を見たときに1万7,000町民の理解が求められることが優先課題でありますし、議会の皆さん方にもその辺の事案ということについて全員の方々の理解も必要だろうというようなことでございますので、もしそういう時期等々がありましたならば改めて皆さん方、あるいは町民の方々に相談を申し上げなければならぬその姿であろうというふうに思います。皆さんご案内のとおりいろんな放射性物質の処理に当たっては、地域住民の反対等々が話しすれば逆に反対運動が起きているということが事実でございますので、慎重に進めていかなくちやならないのもその姿であります。そういった姿から県、あるいは国においてもなかなか処理問題については進まない姿があるのかなというふうに考えております。でありますので、我々といたしましても、今言ったような問題をあるいは課題を抱えながらこの姿について求められる状況になってきた際にはどのような判断をしなければならぬのかということが今後の大きな課題であるのかなというふうな認識を持っていたためにお話を申し上げた次第でございます。よろしくお願います。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） ちょっと違うんでないのかなといいますのは、議員全員の同意がなきゃならないとか、町民1万7,000人の方の全員の同意というのはそれは何やってもあり得ないことですので、ただ町として沿岸部で困っている市町村があると。じゃあ涌谷で何ができるのかということが含めて検討といいますか、考えてほしいと思います。

ちょっとあと視点を変えて、震災の復旧・復興と言われていますけれどもその課題の中で全然出てこなかったのがちょっと寂しい話なんですけれども。といいますのは、沿岸部から石巻、女川、東松島からあるいは町内で、おうちが全壊してしままだに避難といいますですかね、町営住宅に入っておられる方、あるいはその民間の賃貸住宅に入っておられる世帯が125世帯ありまして、家族数で349人、町外が95世帯、町内が30世帯という、これ1月何日現在かのデータがありますけれども、そういった人たちというのは結局おうちがなくなって、もう日常生活が壊滅的に破壊されているわけですよ。うちのご近所にも雄勝から来た方がいるんですけれども、津波でおうちが流されて娘さんが涌谷に来ているのでその縁で涌谷に来られた方なんですけれども、お話を聞いてみると何もないんですよ。座布団もない、食器もない、やかんもない。それはそうですね。津波で全部流されちゃったんです。そういう方々の日常生活をもとに戻すといいますか、当たり前前の生活にどう行政が手助けしていけるかということなんですけれども、認識といいますか、まあ瓦れきとか放射線とは出ましたけれどもそういった方々が町内にいると。その人たちに何ができるのかということを引きちゃんと実態を把握して施策といいますですかね、それを考え、まあ今までこういうことやってきたよとそれはそれでいいんですけれども、今後どうしたいというのが、町としてどうしたらいいかということはどう考えているかということについてお尋ねします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 住宅等々につきましては、県のほうから被災者の方々、公営住宅ですね、公営住宅を建設するためのまず意向調査をお願いしたいということで意向調査をしたところ、やはりそれなりの希望者等々があったということで、涌谷町にぜひ公営住宅を建設してほしいということで要望は出しております。何戸ぐらいになるかまだ具体的な回答等々はありませんけれども、ある程度認められる可能性ができたなどというふうに考えております。詳しくは担当のほうからちょっとお話、建設水道課長にお話させますのでよろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課長。

○参事兼建設水道課長（村上芳行君） 災害公営住宅の関係でございますが、たまたまきょう2時から国の査定がございます。それで、査定によりまして建設される上限ですね、アッパーで何戸というような査定がございます。それで今担当の職員が調査したところ、沿岸部と同じように全壊、大規模半壊、あとは半壊のうち解体したものが該当になるというようなことでございます。それで今現在まだ査定は受けていないんですけれども、大体160戸が対象になるんじゃないかと、涌谷町内で。その2分の1が災害公営住宅として建設が認められるわけでございますので、大体今の予想では80戸がアッパーじゃないかと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） それはそれなんですけれども、ちょっとこの125世帯の現在そういったところに避難といいますか、応急的に入っていらっしゃる方、町営住宅に入っている方が39世帯、この125世帯のうち、町民税務課長さんかな、住民基本台帳を涌谷に置いた方はこのうち何世帯ありますでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（安部政志君） 住民登録した方の把握はいたしておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 把握していないというからこれはしょうがないですね。ぜひ把握していただきたいと思います。といいますのは、ライオンズクラブという奉仕団体なんですけれども昨年のクリスマスのときに一応調査いたしまして、3歳児から高校生までいる世帯が四十数世帯、この方たちへ大したことはないんですけども、お菓子なんですけれども、プレゼントということで配付して歩いたんですけれども、きのうの13番議員の質問の中でも人口減少とかそういったことをどうしていくんだ、どう対策するんだと、そのほかにも7番議員のにもありましたし、少子化現象、2番議員の質問にもあったんですけども、せっかく125世帯、うちその95世帯町外から来ている方、その中にお子さんでも町内に通っている方あるいは親が元の学校に送迎している方もおりますので、全部が町内ではないんですけども、ただせっかくそうやって涌谷におうちがなくなって来ているんですから大変なことなんですけれども、でも縁あって来た方ですからやはり涌谷に来て「ああよかったな」とか、「涌谷ってよそと違うね」とか、いろんなところに避難している人たちと多分情報交換とかも何かあったときに、「いやうちの町はこうだ」とか、「私行ったところはこうだ」とかそういう話題は出ると思うんですよ。そんなときに、「あ、涌谷ってやっぱりいいな」とか、「これだったら沿岸部に帰らないで涌谷に住もうかな」という人もその中には出てくるかと思うんですが、そういう気持ちになってもらうような施策もぜひ考えていく必要があるんじゃないのかなと。

それから住宅の話なんですけれども、災害公営住宅整備の中に高齢者生活支援施設等整備事業というのがありますので、さっき担当課長で160世帯が対象になるのではないかということなんですけれども、これ前回にも聞いたんですけども、建設場所とか、町長の答弁の中に新しいこととしてまちづくり懇話会をつくって通りの人たちの代表者の話を聞くというのがきのうの答弁でありました。それから、もう一つちょっと気になった、私が気になった答弁の中に、不動産業者に聞いたら1件もなかったという答弁なんですけれども、え、ちょっとそれだけでは、もう1歩踏み込んでほしいと思うのは、不動産業者に聞くんじゃなくて、実際おうちが壊れて処分なされた方、更地にした方とか、それからもともと住んでいなくて店で今回の震災で壊れたから全部撤去しましよとかいって撤去なされた方、それでも固定資産税とかはかかっていますので、そういった方々が何を考えているのかという意向調査というのですかね、ぜひそういうことをしてまちづくり懇話会で各通りの代表者と話し合うのもいいんですけども、じゃあそこを持っている人たちがどんなことを考えているのか、このまま涌谷に土地を持ち続けて将来おうちを建てたいとか店にしたいということがあるのか、ないのか、そういう話し合いの前にたたき台となる調査というのですかね、そういったのをぜひやっていただきたいことと、それからせっかく懇話会やるのはいいんですけども、果たして代表者だけでどうなのと。逆に出席じゃないですけども、行政が出て行ってその通りの人たちと面談してここに意見を聞くという方法もあるんでなかろうかなと。その辺はどう考えているのか。机の上に座って待っていて、何も言っていないよじゃあないことだと思うんですね。それから、不動産屋に聞いたら何もなかったと。実際じゃあそこに住んではいない、例えばもう何ていうのですかね、ここにはもう住めないから将来処分しようと思っている、いろんな方がいると思うんですけども、やっぱりそういうのはきちんと調査というのですかね、それはどう考えるか。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） きょう話しました各商店街の状況を久議員さんもわかっていると私も十分認識してお

りますし、そういう商店街の方々から何とかしてほしいというような状況でございました。そのために、まず意向を町としても当然出向きますし、懇話会のような姿を設置いたしまして広く町の活用、利活用、いわゆる商店街の姿の取り戻すのかあるいはどういう姿にしたほうがいいのかということについて、町が主導するという姿にはちょっと難しいところもあるわけでございます。なぜかといいますと、個人所有の土地について行政がこうしてほしい、ああしてほしいとやかやく言う立場でもないというような姿で、町としてできるものはどのような状況なのかなというようなことで改めてつぶさに調査して、私なりに調査したのが、不動産屋さんの姿の町の中での考え方等々について、どれだけの情報を持っているのかなということで聞いた姿でございますので、今後具体的な状況になる姿については、やはり当然町も出向きますし、懇話会あるいはそういう人たちの情報をもとに方向性を探っていくのがベターなのかなというふうに私自身考えた次第でございますので、その辺のところご理解いただければありがたいと思います。

住宅の定住化ですね、定住化についてはやはりいろいろと問題については積極的にきめ細かに取り組んでいくのが行政としての役割を果たす責任だろうというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 避難なさっている方125世帯とさっきから申し上げておりますけれども、そのちょっと寂しい話が担当課と話ししても、民生委員さんをお願いして調査していますとか、どうなんだろうと、125世帯民政員さんをお願いするんじゃなくて、職員みずから私は歩いてほしいと。自分の目で見てどんな生活をしているのか、そしてその人たちが将来どう考えているのかということをしきりと実態を把握するのは民生委員さんの仕事ではないような気がしますので、その辺も考慮してほしい。

それから、今回の予算編成で第1番目に震災の復旧とか2番目にそのことへの課題解決という答弁だったんですけれども、きのうの答弁の中にも施政方針の中にもありますけれども、防災計画の見直しというのがございますけれども、今回の震災にあって実際副町長時代本部に詰めていて、現行の防災計画の何が実態と合わなかったのか、どんなところが隘路というんですかね、そういったのがあったのかということをとらえて防災計画の見直しだと思わなければならないんですけれども、一番防災計画で実態に合わなかったとか、そういったのが何点ぐらいあったのかということのをどんな把握をしているかということについてお尋ねします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 被災者の方々の境遇等々あるいは住宅、あるいは希望等々については、改めて民生委員さん方々と連携を深めていただいて行政としてやれるものについては、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、今回の防災計画の見直しという姿でございますけれども、私から見ますとすべてだろうなという、すべての事象だろうなというふうに考えております。千年に一度というあの震災に見舞われた状況から察しますと今まではそれだけの姿を想定した防災計画というものはない状態でございますので、経験した状態の中で出てきた計画書が現実合っているものなのか、どうなのかということについても議員の皆さんにも披瀝にしくちやなりませんし、私の考えではすべてについて不十分であったのかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） ちょっとすべて不十分だったと言われると何も言いようがないわけなんですけれども、現実問題として計画をつくってそれを実際使うのはだれかということだと思うんですね。だから、計画をつくる段階でこれは私も昔防災計画つくった経験があるわけなんですけれども、よその町も多分そうだと思うんですけれども、実際使う方がその計画をどう理解してどうわかって、その人たちが使いやすいものになっているかどうかという視点がこれまでの計画の中にはなかったと思われま。これは他の市町村も同じですのでぜひ今回見直すのであれば例えば自主防災組織とかもあるわけですから、そういった方々のご意見とか、そういったものも入れてつくっていけば本当に使いやすいものになっていくんでなかろうかなというふうに思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、さっき予算編成に当たって1番から6番までこんなことに留意したということをおっしゃったんですけれども、その中で3番目に選挙公約というお話がございました。公約を見れば、大項目で大項目と申しますか大きく4項目掲げています。その中に小項目と申しますか、15項目あるわけなんですけれども4年間のうちにこれだけはやろう、これだけはやりたい、今まで16年間やられてきた方と私は違いますよということで表明して立候補されているわけですから、ぜひこれは取り上げていただきたい。そのうち小項目15項目のうち今回の予算編成に町長として、幾ら、何項目入ったと考えているのか、あるいは今後ことはできないけれども来年はこの辺は見据えていきたいと、15項目のうちであればその辺をどう考えているかということをお話いただきたい。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） まず、防災計画の見直しでありますけれども、実際災害がどのような状態で起きるかということが現実に想定はしていますけれども、いつどのような状態のときにどういう姿で発生するかということについては生き物でございますので、なかなかマニュアルどおりにいかないのがその姿なのかなというふうに考えております。でありますけれども、基本的な姿としまして職員として町民としてなすべきあらかじめの対応という姿をつくっておくのが筋だというふうに考えております。そういった姿の中ですべてにわたって網羅しなければならぬ姿の中でも、やはりまず町民みずからが命を守る、あるいは家庭を守る、地域を守るというような姿を最優先、そしてまた行政あるいはそういう関係機関団体等はどのような活動をしなからず町民の生命身体を最優先で守らなければならないのかということから始まっていくのかなというふうに思います。

たまたま3月11日の大震災発生には午後2時46分、皆さん方と一緒にこの議場におりまして発生したわけがあります。それが夜間の同じような規模の発生だったらどうなのか、あるいは朝の食事時間帯に発生したらどうなのか、あるいは通勤時間帯の間に同じような災害が発生した場合はどうなのかというようなことについて、その都度その都度対応に考えを入れなければならないというような姿でございます。当然いついかなる、どういう状態においても発生してもその時間の短時間のうちになすべき姿とあるいは日を追ってなさなければならない対応というものは変わってくるわけでありまして、その辺も見定めながらしっかりと訓練、あるいは認識しながら訓練、そして町民の方々にも現実に体験しているわけでありましてその辺をしっかりと理解をしていただくような計画であってほしいなというようなことを私自身今計画書できるま

での間は願っているところでございます。

なお、私の選挙の際に掲げた項目は五つございます。その五つの中で、持っていますかね、まず震災及び風水害に強いまちづくり、これは一番何度も話しておりますけれども、最優先で復旧、あるいは心の復興も合わせまして対応してまいりたいというようなことで自主防災組織の確立を研修会等々も今やっておりますし、それに合わせて災害資機材等々の整備も図ってまいりたいというような考えでありますし、何よりもまず町民の方々に安心・安全な姿を与える姿についてはまず防災行政無線の設置によりまして、ふだんから防災に対する意識づけと合わせて有事の際にはその姿を拠点とする地域に設置してありますので、いち早くそこにいわゆる1次避難、あるいは緊急避難というような姿の中で対応できる状況にあるのかなというような思いでございますので、それを最優先とさせていただきます。そしてまた、災害に強い、いわゆる風水害等々に強いということについては何度もお話申し上げておりましたけれども、台風15号の影響よっての姿をきちっと把握してまいらなければならないということでこの調査費も新年度予算に計上させていただきますし、あるいはこの防災協定等々については、今後のガソリンスタンドあるいは資材、あるいは食料等々についてもやらなければならない課題だというふうに考えておりますし、あるいは沿岸被災地の支援ということにつきましてもこれまで技術職いわゆる保健師さん等々が沿岸部支援等々をやっておりますし、医師団等々も派遣しておりますし、改めて新年度4月1日から職員を東松島市に1名支援を行うということでやってございます。

また町土の有効利用による活気ある産業おこしということにつきましては、何回も答弁しておりますけれどもまず6次産業化を目指した足腰の強い人たちの皆さんによるいわゆる開拓者精神を持ちながらこれをしっかりと支えていくための土台づくりをしようということで今取り組んでいる姿でございます。

それから、少子高齢化に対応したやさしいまちづくり、これについては第5次介護保険事業ということで当然やらなければならないその姿ももう既にことしからやらずにやらなければならないということでもありますけれども、そしてまた幼保一体施設、高齢者福祉施設との連携等々も図るということにつきましては、旧第三小学校の跡地に今話題となりました大泉議員さんとの議論の中でも話しましたその姿でありますし、そしてまた、高齢者福祉施設ということにつきましては、これは表には出ませんが民間ベースで100床規模の特別養護老人ホーム、ショートステイが10床合わせて100床の施設が24年度建設される、これは元第三小学校跡地に実現する状況となっております。このためには県との調整等々を具体的に何度も何度も出向いて行きましてやっとの思いで導入が、導入といいますか進出ができる対応となったわけでございますので、私自身胸をなでおろしているところでございますし、また将来箕岳地区にもグループホーム等々の話題も出ておりますので、それに向けてもしっかりと頑張ってまいらなければならないのかなというふうな考えでございます。

そしてまた、交流事業と人材育成の推進ということでございますけれども、これは国際交流事業ということで行政報告で冒頭お話ししましたように、これまで課題となっておりました韓国との交流も実現できる姿となっておりますけれども、これは前の町長さんからの事業の引き継ぎというような姿もありますけれども当然小学生あるいは中学生の海外研修等々もやっていながら、夢をはぐくんでもらいたいという姿でありますし、観光事業ということで現在大震災によりまして観光施設等々が被災されておりますので、当然復旧に

相当な期間あるいは財政等々にも係りますけれども直していかなければならないということで、取り組む姿でございます。

そしてまた研修制度という姿におきましては、やはり職員の意識改革をまずしていかなければならないのかなというふうに考えております。当然人事評価制度が24年度からはっきりと正式に入っていきますので、私の頭の中には言葉では出せない姿がありますけれども、描いている姿もございましておいおいと議員の皆さん方にもわかっていただけるのかなというふうに考えております。そういった面に取り組んでいくその姿も着々と私の胸の内にありますので、よろしくご理解を頂ければありがたいというふうに思います。

最後の財政改革の推進ということでございます。これについては、何回も何回もこれは行政の運営についての永遠の課題だというふうに認識しております。久議員さんも職員の当時からこれについての努力に向けた仕事がしっかりと認識されておるというふうに私自身理解しておりますので、どうかその辺と同じような方向性で私自身も考えておりますので、これにつきましては議員の皆様方のご理解となお一層の私に対するご意見等々も承ればなお充実させていくのかなというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 一番最初の質問の中で、どんなことに意を用いたのかということで6項目上げていただいてその中で一番最初に震災の復旧とそれに合わせて自主財源の確保ということをお話いただきましたけれども、じゃあ自主財源の確保についてどんな工夫をしようとしているのかというのがもしお考えがありましたらお聞かせください。

それから、2点目になりましたけれども、研修館、世代館どう運営していくのかということについての答弁なんですけれども、平成22年の9月の定例議会に条例改正案は出されています。23年4月1日施行ということで指定管理者に行わせること、管理を行わせることができるということなんですけれども、普通条例というのは行わせることができるということはそれをすることの前提のもとで条例を改正するのが当たり前のことなんです。当然条例を提案するに当たって、法令審査会なりで論議されたと思うんですけれども、法令審査会については政策論争はやるべきじゃないというのは私どものときにもありましたけれども、でも政策論争でなくともじゃあ何を想定してこの条例を定めるのか、この条例を定めることによって町民の方の福祉の向上につながるのか、ある特定の方だけの利便じゃないことを住民全体に供与できるようなことを想定して条例とかというのはつくっていくわけなんですけれども、副町長、当時総務課長だったわけですから、当然条例改正に当たっては法令審査会なりで論議されたと思うんですけれども、そのときの論議の実態とか、先ほどの答弁の中でボランティア団体に貸していたから指定管理者にはできなかった、それは結果的にそうであって、そうじゃない使い方を考えての条例改正だったと思いますので、その辺はどうだったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 自主財源の確保、これは大変難しい姿であります。掲げた言葉は簡単でありますけれども、現実に私も自主財源をしっかりと確保させるべく施策ということについては、町民皆さん方に理解をしていただくということが、まず前提になりながら対応しなければならぬのかなというふうに考えており

ます。自主財源、ことしの新年度予算の税収の姿を端的に考えてみますと、昨年度より約1億数千万円ほど減額になっております。そういった面でおさら厳しい財政運営に強いられる状況があるのかなというふうに考えております。いろんな策を講じながら産業振興もそうでありましょうし、商店街の活性化という姿もそうでありますし、震災における復旧に伴ういろんな事業が芽生える姿もありますので、そういうところを見ながら対応をとってまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくご了承をいただき、そしてまたご支援をあるいはご意見をいただければありがたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 世代館、研修館の関係でございますけれども条例を制定いたしましたのは世代館、研修館の運営のあり方、このままでいいのかというこれまでの考え方もございまして、議員さん方からもいろいろとご指摘ございましたので、事務当局でもいろいろ検討しましてとにかく指定管理者制度にのっとって運営主体を今の町直営から別な形に変えたいということでございます。変えることによってこれまでかかっていた費用、そういったものもある程度努力によって変えていけるのではないかなという期待感もあったわけでありまして。ただ、そういったことで内容的には料金体制も幅を持たせた条例設定になっていると思います。ただ、その想定の中で当初それを発議する段階で想定されましたのは、その当時から振興公社に委託したいという考え方もございました。それがいろいろと震災の関係ですぐできなかったわけでございますけれども、現在も実際には地域振興公社と運営のあり方、今後のあり方についていろいろと提案をいただきながら協議中でございます。そういったことで条例制定の際の論議につきましては、これまでの管理でいいのかということから考え方がございましたので、そこから発想しそして柔軟な運営形態にした上で指定管理者制度を利用したいということで条例制定をお願いしたわけでございます。

○議長（遠藤稯雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 自主財源の確保、言葉にすれば本当に簡単なことなんですけれどもやるのは大変なことかとは思いますが。担当課長さん、このことについて今年度の新年度のですか、町長からどんな指示があったのか、指示があったのか、なかったのか、また担当課長として自主財源の確保にどんな工夫をしようとしているのかという決意といいますかそういうのがありましたら聞かせてください。

○議長（遠藤稯雄君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（安部政志君） 多分税の確保ということでのお尋ねだと思います。これは、一番は現年度分の徴収率の向上でございます。そのための対応策につきましては、毎年度申し上げてはおりますけれども土日休日の窓口徴収とか夜間の納税相談とか実施はしておりますが、現実的に徴収率が向上しているかと問われますと実態は減少傾向にあると言わざるを得ません。

それで、この解消を図る手立ての一つは、口座振替制度を積極的に進めていくことだというふうに思っております。それで実現には多少時間がかかると思っておりますが先日納税組合の役員会を開催した際に、納税組合の補助金が年々少なくなっているという組合長さん、役員さんからの声がございました。これは原因の一つは特別徴収制度というものが介護保険料の徴収から始まりまして、現在町民税まで拡大されてきておりますので、組合が取り扱う金額そのものが減少してきているということの原因も大きくなっておりまして、組合長役員さんについては、将来的には納税奨励補助金、これを廃止に向けて口座振替に検討をしてい

ただきたいというお話をしております。この貯蓄組合の存続そのものはよろしいかと思うんですが、補助金制度から口座振替制度、こちらのほうに転換していくことが将来的には収納率の向上につながるというふうに考えております。

それから、直接収納率向上につながるかどうかは他の自治体の事例から見ると多少疑問もございますが、納付環境の整備ということで議員さんからもご指摘がありますコンビニ収納についても導入に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ご苦労さまでした。

昼食のため休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開します。

5番杉浦謙一君、登壇願います。

〔5番 杉浦謙一君登壇〕

○5番（杉浦謙一君） 5番杉浦でございます。

まず、最初に昨日一般質問におきまして日本共産党そして私への叱咤激励をいただきまして、この場所をおかりいたしまして深く御礼申し上げたいと思っております。

7月15日で創立90周年を迎えます日本共産党の一員として、そしてまた24年にわたりまして共産党の一員として政治活動をしてまいりました私杉浦でございます。そして日本共産党浦谷支部そして私、活動にさらに磨きをかけて頑張っていきたいなと思っておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。

一般質問の通告にしたがってこれから質問させていただきます。

まず、第1点に昨年3月11日の大震災における福島第一原発事故以来、住民の認識は大きく変わってきております。原発に依存したエネルギー政策をこのまま続けていいのか、重大な問題をつきつけております。そして、原発からの撤退と再生可能エネルギーへの大胆な転換への世界的な流れはこの福島を契機にさらに大きくなっております。

また女川原発に関して申しますと、私も昨年12月に現地を視察してまいりました。2号機の原子炉建屋地下3階にも立ち入りまして、所長さんそして職員から説明を受けてまいりました。昨年12月の定例会での一般質問で女川原発に詳しく触れておりますけれども、あの地震で外部電源5系統のうち4系統が遮断し、残り1系統のみで核燃料を冷却するという状態でございます。またこの地震で約800件以上の不具合が発生しております。この1号機では3月11日午後2時57分に火災報知器が作動しておりまして、消火活動はその午後8時23分になってからでありました。2号機では原子炉建屋地下3階が津波で水没いたしまして、海水が高さ2.5メートルまで達し、ここにありました熱交換機も水没することとなりました。

私が一番印象に残っておりますのは、電力会社の従業員の言葉でございまして、あの日は死を覚悟したほ

どの地震であったということでありましたし、電力会社で働いている者を守るためにも再稼働は許してはいけないんだと私はそう思っております。

さて、このような危険な原発に依存することなく自然エネルギー、再生可能エネルギーへのエネルギー転換、必要なのではないかと思っております。原発事故以来、太陽光、風力、そして小水力などの再生可能エネルギーが見直されております。大崎市では太陽光発電の計画がございます。学校などの公共施設の屋上に太陽光パネルを設置するものでございます。当町におきましても地形や地理的な条件もありますでしょうけれども、特色ある再生可能エネルギーの実現、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

そして、二つ目でございますけれども、町の政策でございます。町の政策、そして事業の実行には多くの町民の声や意見を取り入れることが重要ではないでしょうか。たとえどんなにすばらしい行政の取り組みがあっても多くの町民の支持なくしては何にもならないのではないのでしょうか。町長の公約実現にもかなりのエネルギーが必要となるでしょう。町長は町民の声を聞く方法、または考えはあるのか伺います。

そして、3番目に移ります。

昨年の大震災以来、町民の地震に対する意識は大きく変わってきていると思います。近いうちに宮城県沖地震、余震または余震でマグニチュード8.0の規模の地震が発生するという予測もございます。地震の備えは万全なのか、その備えは必要と考えますけれども現時点での防災、あるいは減災対策の考え方を伺うものでございます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 5番、杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、原発の考え方等々については、私今年の12月定例会一般質問におきまして、杉浦議員さんに答弁しております。その考えはいまだに変わったところがございますので、基本的な姿で了解していただければありがたいというふうに思っております。

まず、第1点目の原発依存でなく再生可能エネルギーの実現をとのご質問であります。東日本大震災以降再生可能エネルギーが見直されており、国では第3次補正において再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立分散型エネルギーシステムの導入等を支援し、環境先進地域エコタウンの構築に資するための事業を実施するため、再生可能エネルギー等の導入を地方公共団体支援基金というものに設置しております。

当町におきましても、この基金メニューを使い役場本庁舎及び町民医療福祉センターの2カ所に太陽光パネルと蓄電池を設置し、非常時はもとより通常時にも使用できるよう申請し、ただいま内示をいただきましたので、今後の補正予算で対応いたしたいと考えております。また、その他の小水力発電におきましては、復興特区事業において水利権における規制緩和等の措置も行われ、第4次涌谷町総合計画で策定しておりますとおり、今後前向きに検討していかなければならないのかなというふうに考えております。さらに、宮城環境交付金により、現在整備中の北側駐車場にソーラー式LED照明等を4基設置しております。これも停電時には役立つものと期待しております。

最後に沿岸部等ではメガソーラーなど建設が盛んであります。現在は特例として地方公共団体が売電、電気を売るということでございますけれども売電することも可能であります。設置費用も多額となりますことから、企業進出の要望等があればぜひ相談に乗っていきたいというふうに考えております。風力発電については、当町では年を通して風が強くなく適さない地域であるというような見解が出ているようでございます。

次に、2点目の町民の声を取り入れての施策をとのご質問でございますけれども、定期的に地域に出向き、公聴会を開催することが理想かもしれません。また、町民の皆様のご意見あるいはご要望等を的確に取り入れるため、前大橋町長が行ってございました町民会議を開催することも一つの手段だと考えております。現在、私の町長室のドアを取りあけて、常時開放いたしましてだれでもが町長室に出入りでき、話ができるようにしておりますけれども、さらに町民の皆様の声を取り入れていくのに何が一番いいのかたまたま模索をしている最中でありまして、もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。現在は、行政区あるいは自治会の総会、あるいは農業の実行組合、あるいは納税組合の総会などには出席要望がある地域におきましては、積極的に私、あるいは副町長が出向いて話題提供、あるいは話を伺っている状況でありますことをご紹介申し上げておきたいなというふうに考えております。

次に、第3点目の防災、減災につきましては、9番鈴木議員への答弁のとおりでありますので、2回目、あるいは3回目にかわった角度からご質問でございますれば承りますのでご了承いただきたいというふうに思います。今後とも議員皆様のご指導を仰ぎながらなお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、5番杉浦議員の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） では、1点目再質問させていただきます。

昨年私、震災から自然エネルギー、再生可能エネルギーに力を入れている岩手県葛巻町に視察に行っていました。また、ちょうどいい時期に議員研修会で葛巻町長の講義を聞くこともできました。この葛巻町、まちおこしとして風力発電、木質バイオマス、太陽光発電、水力発電など小水力発電ということでこの山がちな地域でございますけれども、そういった点ではいろいろと工夫をされ、模索をしながらすべてがうまく順調にいつているわけではございませんけれども、自然エネルギーを取り入れることによって電力自給率が160%を実現させているといった町もでございます。そういった点では町長のお考えというか、今後電力として自給率を高めるという点で、今後の考えをお聞かせ願いたいなと思っております。ひとつお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、2回目の質問に対して答弁を申し上げたいというふうに思います。

非公式でありますのでこの場で答弁としてふさわしいかどうか、ちょっとわかりませんが、内々、あるいは内々の内にお話があったことをちょこっとお知らせしておきたいなというふうに思います。

実現できるのか、業者が実現できる姿が本当にあるのかどうかわかりませんが…。休憩でよろしいですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、では、休憩します。

休憩 午後1時22分

再開 午後1時24分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤釈雄君） 再開します。

5番。

○5番（杉浦謙一君） 自然エネルギー、再生可能エネルギーの雇用というんですかね、そういう点では今のかなりの雇用の数が期待されているというのが確かに事実だと思います。その点は少し期待したいなと思っております。

次に移らせていただきます。

2点目の町民の声を取り入れた施策の実現をということでございますけれども、町長の、町長というか行政側の町の意見を、町民の意見を聞いてこそ町政での民主的な運営ができるものと私は思います。先ほど町長が申された町民会議ということもありますけれども、町民会議でなくても前向き、意欲のある人材を登用して、そうした会議を実現できないものかと、というのは例えば公募制みたいな、比較的若い方、前向きに町のことを思って来る方を登用して会議に臨んでもらうという点の一つどうなのかなと私は思うのでございますけれども、率直に町長のご意見をお聞きしたいなと思っております。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、答弁申し上げたいというふうに思います。

これまで何度か前の町長さん、あるいは議会の皆さん方にも伝わっているというふうに思いますけれども、いわゆるまちづくりは人づくりですというような姿の基本から見ますと、いろんな方々の意見を聞いてまちづくりに反映し、そして活性化につなげたいというのがおおむね基本的な姿であろうかなというふうに考えております。私といたしましてもできるだけ多くの皆さんと接しながら、多くの意見を聞きながらそして町政に反映したいというのが私の信念でございますので、どうかその件についてもご理解いただきたいというふうに思います。これが、役場の職員にも同じことが通じるわけでございますので、先ほど久議員さんにもまだ腹の内を明かされないけれどもそういう考えを今持っていますよというのが職員に対する私の考えでもございますので、職員もみずからが町民のご意見、ご要望等に真摯にお話を承るような機会というものは当然あるわけでございますので、そういう面からもあわせて充実させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤釈雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） きょう出てきた町民会議でございます。そしてまた、昨日一般質問でもありましたように、民主主義の問題なんでございますけれども、所属政党によって役職を排除されるといったようなことがあっていいのかということをちょっと後で町長さんにお伺いしたいと思っておりますが、この共産党の議選の監査委員が涌谷町だけなのかとそういった点もありましたが、県内には私のほかにもおりますし、全国的にも議選の共産党監査委員は存在するわけで、涌谷町では初めてのケースでございますけれども、決して珍しくありませんし、何か問題が起きているかというところではございませんし、またどの政党でも社会

的道義や法律違反を犯したならば処分の対象になるのは当然でございます。守秘義務違反という法律違反をしるという政党が一体どこにあるのかと私はそう言いたいのでありますけれども、常識ある人間であればだれでもわかることではないかと私は思います。

昨日の民主主義に関する日本共産党に対する許しがたい攻撃が行われたことは事実でございます。N議員は議会の慣例を破ってまで日本共産党議員が……。

○議長（遠藤釈雄君） 杉浦議員、名前を控えてください。

○5番（杉浦謙一君） わかりました。明らかになっていると思うのですが。監査委員になることをやめさせた札幌市議会の例を出してそれがあたかも常識であるかのような日本共産党を排除すべきという議論を行っております。議会の役職から排除されたとして抗議の論陣を張っている当の本人からこのような議論を聞くとは思いませんでした。信頼していた議員だけにとっても残念な思いでございます。本人が自分が排除されるのは民主主義に反するが、共産党を排除するのは民主的だということでございます。N議員が考える日本共産党……。

○議長（遠藤釈雄君） 名前を控えてください。

○5番（杉浦謙一君） 日本共産党というのがどのようなものであってもそれは勝手だと思います。町民から負託を受け、町議会の末席に名を連ねている議員が共産党であることを理由に排除されなければならないというのは、あってはならないことであります。それが民主主義だと思います。

昨日の質問によって、民主主義や表現の自由というのは全く自分本意で自分勝手なものであることが明らかになりました。自分が排除されたといつてそれを批判するのであれば、他人が排除されようとしたときにもそれをやめさせようとしなければならないのではないのでしょうか。ところが議員は他人の排除をするための議論を率先して恥ずかしげもなく議会の壇上で堂々で行ったものであります。この所属政党、支持政党を排除して民主主義のあり方を町長にお伺いしたいと思います。町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 5番議員、ただいまの質問は本来の町政に対する人材登用と質問の内容が逸脱していると思いますので、本来の町政発展のための人材というふうに戻して発言をしていただきたいと思いますので、もう一度お願いします。

○5番（杉浦謙一君） 昨日の一般質問において、日本共産党が役職を排除されるという事態が所属政党によってあっていいのかどうか、これは監査委員のみならずすべての町の役職も同じことだと思います。それが民主主義であっていいものかということをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、改めて私のほうから答弁を申し上げます。

ただいま、杉浦議員がご質問されました内容につきましては重々私の腹の中にございます。でありましたので、改めてお答え申し上げますと、もし私にそういう気持ちが無かったならば杉浦議員を監査委員に推挙はしなかったであろうということから考えていただければいいのかなと思います。答弁にかえさせていただきます。

○議長（遠藤釈雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） この問題は余りにも大問題でございます。憲法に保障されている結社の自由、そして

思想信条の自由というのがございます。いずれにしてもそういった問題には日本共産党総力を挙げて追及し、今後この攻撃に対しましては反撃して闘ってまいりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、気を取り直しまして、三つ目の質問をさせていただきます。

以前私も質疑をしたことがあるんでございますけれども、本町におきまして自家発電のことを質疑いたしました。その後何か大きな進展はあったのかどうか、ちょっとお伺ひしたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） ちょっと以前の自家発電の質問について私承知しておりませんので申しわけございませんが、それで先ほど町長が杉浦議員さんにご答弁申し上げましたように、国の3次補正によりますグリーンニューディール基金事業におきまして、町の防災拠点ということで役場本庁舎と医療福祉センターに20キロワットの太陽光パネル、太陽光発電と蓄電池を設置いたします。それは、国の3次補正について主に災害対応ということでございまして、災害時停電時の電力供給を賄うためのということで、太陽光発電だけでなく蓄電池も設置するというシステムを導入いたしますものでございます。だから、エンジン式の自家発電ではございませんが、災害等で停電した際には、その蓄電池のほう、あるいは晴れた日であれば太陽光のほうから電気の供給を受けることが可能になるものでございます。

それから、これはまだ要綱等発表されていないので、発表され次第対応しようと思っていたのですが、同じように外資系の飲料会社のほうで小中学生に再生可能エネルギーの意味合いを理解していただくために、1校当たり3,000万円という補助を出す制度があるそうでございます。もしその要綱が発表されるというか、追加募集があるのであれば涌谷町内で避難所として前回の災害の際も利用いたしました涌谷中学校のほうにそれをぜひ導入したいというふうに危機管理サイドでは考えておりますので、その辺はちょっとアンテナを高くして要綱発表され次第、対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） その点に関しましてはわかりました。

もう一つご質問いたしますが、私これまでも利用しやすい防災行政無線の設置ということで質問させていただいてまいりました。停電のときでも利用できる防災行政無線、そして地域によってそれぞれ集落ごとに同報系の防災無線が使えるようなそういったシステムも必要なのではないかといたした点でやってまいりましたけれども、今回のシステムはどのようなシステムになるのかその点を少し、そういったお考えはあるのかどうかちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○町民税務課統括主幹兼危機管理室長（高橋宏明君） それでは、平成24年度で導入しようとしております行政無線について若干ご説明申し上げます。

今回の防災行政無線の整備につきましても同じく国の3次補正予算の利用を考えております。それで、国の3次補正予算における補助の対象事業でございまして、従来この近辺ですと美里町、それから大崎市等でも導入しております単なる同報系無線に関しては補助の対象外ということになっております。それで当然うちのほうは同報系もございませんので、その機能も利用したいということでとりあえず町内各行政区にあります集会所のほうに同報系の塔を建てまして、同報系の役目を果たすと同時に避難所と災害対策本部との双

方向通信が可能な無線ということでその各地区にあります集会所と役場災害対策本部が双方向で通信可能なようなシステムの導入ということを考えております。それで、今涌谷町の移動系の無線で使っております無線波につきましては、アナログ波ということでございますが、今回整備しよういたしますのは当然今から許可がおりるのはデジタル波のみでございますので、デジタル波の無線を導入するということで町長の答弁にもございましたように、大崎広域行政無線も今回デジタル化することから、その親和性の高いシステムを導入し、火災、災害等があった際に大崎広域本部の司令室のほうから該当地区に直接どこどこで火災が発生しましたといったような情報を流すことが可能なようなシステムということで担当課としては考えておりますが、これにつきましても実施設計も24年度事業となりますことから、その実施設計の段階ではまた議会の皆様ともよく相談をさせていただきながら事業を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 8番門田善則君、登壇願います。

〔8番 門田善則君登壇〕

○8番（門田善則君） 8番門田でございます。

さきに通告しておりました、議長よりお許しが出ましたので質問をさせていただきます。

1問だけなんですけれども、まず公民館の建てかえにあわせて500人規模程度の文化ホールをということでお聞きしたいと思います。

町の文化芸術はまず宝だということで、そういった意味では涌谷町は歴史と文化の町ということで、昔から町内外に伝わっている部分が多分に多くあると思っております。私も町民の1人として広く町内を歩いたときに、なぜ涌谷には芸術文化の町といいながらも文化ホールがないんだろう、というようなお話を何度か町民の方々からされました。そういった意味で今回その件について町長はどのように考えているのか、まずお聞きしておきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、8番門田善則議員の一般質問にお答え申し上げます。

涌谷公民館の建てかえに合わせ、500人規模の文化的ホールの建設についてのご質問でございますが、先に9番鈴木議員さん、14番大泉議員さんの一般質問でも答弁申し上げておりますとおり、従前の機能回復が原則でありますことから、施設の規模、間取り等々につきましては広く町民の皆様のご意見を賜りたいと考えております。しかし、一部の施設を大きくすることにしますと、他の施設を廃止したりあるいは縮小せざるを得ないとも考えております。町民の皆様が芸術文化、スポーツ、レクリエーション等を通じて生きがいづくり、健康増進と保持、仲間づくり等ができる、よりよい施設をできるだけ早期に完成できるよう努力してまいりますので、これまた議員皆様方のご理解とご支援をご協力をお願い申し上げたいと思っております。以上、8番門田議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） ちなみにでありますが、私もちょっと調べてみました。まず、広域連合をしております大崎圏に対して、文化ホールがあるのはどこか、ないのはどこか、そういったことをまずもって調べてみ

ました。正直、驚きでありますが隣接町村はほとんど文化ホールを持っておりまして、ちなみに中新田、加美町はバツハホール、大崎市は市民会館、また田尻文化センター、また美里町についても文化会館、また石巻市民会館、また登米祝祭劇場というふうなことで、私どもを取り巻くこの地域の中で歴史と文化を言っている涌谷町にはないんだけど、ほかで歴史と文化を言わない町でさえそういったホールをつくり、町民の憩いの広場として福祉の向上を目指している。たまたまきのう議会が早く終わりましたから、小牛田美里町の文化ホールの館長さんとお会いしてきました。「どうでしょうかねと、使用状況はどうですか、また町民はどのようにこの文化ホールを考えているようですか」というようなお尋ねをしてきました。返ってきた言葉は、まず町民にとっては「あってよかったな」とできてから30年、つくったときの費用が5億1,000万円だったそうであります。30年間ホールがあつてそれを利用してきた、その町民の方々、そして行政も利益を生むところではないのも私も自負しておりますけれども、そういった部分の中でそれに行政がお金をかけてきたということ、それはどういうことなのかと、私もその辺についてはやっぱりその執行者の考えが金を生まなくても町民の福祉の向上になるのであれば、ぜひともそういった形を残すべきだと、そして利用していただくべきだという考えのもとにつくったのではないかなというふうに考えております。そういったことからして、私はこの涌谷町もそういった意味では高齢化率も30%近く上がってきております。そういった意味で幼い小さい子供から大人までお年寄りまで利用できる、ある一部の人がだけが利用する施設でないこういった文化的なホール、そして涌谷町は全国に名高い民謡、秋の山唄の全国大会もやっている、そういった中で私も来賓として呼ばれたときにトイレに行ったときですけれども、その参加者の方が話していることを聞きました。「全国大会に初めて参加したんだけど、来たら体育館だものね」だれかに言っていました。それを聞いたとき私はそうなんだと。全国大会とかと銘打ってやっている場合にはやっぱり文化会館とかそういう施設でやっているんだろうなというふうにも感じました。そういったことからしてもやっぱり歴史と文化の町、そして福祉の町と言っているこの涌谷町に文化ホールがないということは私にはやっぱりちょっと情けないなという部分もあります。ですから、今回この一般質問は町民が何人にも言われましたから、やっぱりニーズはあると、要望があるということも私確信いたしましたので、何とかこの公民館の建てかえに合わせてつukれないものかなということで質問させていただいております。そして、言わせていただければ、あの公民館が災害復旧で新しい場所には移せない、同じ場所に建ててそれで建てられるというふうなお話も聞いております。そういったならば、あの一帯をやっぱり人が集客できるような町民の広場として何とか文化ホールも500人程度来ていただく、そしてあの近くには国道108号線、346号線が通っている、そしてあの地域にその人を呼ぶような文化ホールがあつてそして道の駅等がもしもあつたならば、もっと涌谷の経済効果は多大なものとは私は考えます。そういったことについて町長の第2回目の見解をお聞きします。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、改めましてご答弁を申し上げます。

私の手元にも大崎管内の各市町村にどのような文化ホール的な施設があるのかなというふうな一覧表がございます。私議員になりがけのころ、やはり私もそういうものがあつて当然町にしかるべきな建物であろうというふうな理想的な姿を描いてまいりましたけれども、いかんせんまだ実現に至ってはおりませんし、この計画すらも具体的にこれまでの経過からしますと持っていないというふうな状況であります。理由につい

てはいろんな姿が考えられる状況でありますけれども、理想はやはりそういう姿であろうなというふうに考えておりますのは、皆さんとしまして門田議員さんと同じ考えでございます。なぜ発言できないのかと、あるいはなぜ答弁できないのかということにつきましては、若干この場では答弁できませんのでお許しをいただきたいというふうに思います。

なお、後段のあそこの地域、ゾーンというのですかね、考え方等々については私は本当にそういう姿で対応できるのかなというふうに考えております。現実には勤労青少年ホーム、あるいはプール、あるいはBG体育館、そして南側にテニスコート、照明灯付きのテニスコート等が配置されております。いずれは耐用年数等々がありまして大きな見地から見直しをする姿になるのかなというふうに私自身も思っております。そういう姿を少し描きながら見越した姿を持ちながら、今回の公民館の姿づくりをしていくのが一番ベターな姿であろうなというふうに考えておりますので、ぜひ皆さん方もそういう見地からいろんな意見をおっしゃっていただければ本当にありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 先ほど、町長が4番議員さんの中で、心の復旧・復興という言葉を使いました。まさに私はこの公民館、新しくなる公民館その文化ホールがもしもあったならば、その心の復旧・復興が町のシンボルとして町民福祉の向上と安部町政のシンボルになるのではないかとというふうに私は考えております。そして、これが涌谷の復興だよと広く内外に復興のシンボルとしてそういう建物があったならば、内外にアピールできるのではないかと、そして涌谷は復興したというふうに考えられると思います。その辺について何かもっとすばらしい意見が町長にないのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、改めてまた答弁、繰り返しの答弁になるのかなというふうに考えております。あくまでもこれにつきましては、私も絵にかいた状態の姿でございますので、ぜひそれに向けて頑張って実現させながら、自分があるいはこの時期に町長として責務を果たしたそのあかしという姿づくりについては、私自身本当に本当に皆さんと同じ思いでおります。そういう思いでおりますので、ぜひこの公民館建設に際して改めてお話申し上げますけれども、あの周辺の一体的な運用等々についてもいろんなご意見等々をお聞かせいただければいいのかなというふうに思います。先ほど答弁いたしましたぜひ時間があるのであれば、それも合わせた中で特別委員会等々もできるだけ早い時期に設置してそして答えを出していただいて、平成25年度建設に向けた姿を実現できればいいのかなというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 大体同じことを言われているようには感じますが、やっぱり町長みずから先ほどの前者の質疑にもありましたけれども、要は歳入の確保であるとか、税収の確保であるとかというふうに考えた場合にどういう考えを持っているんだというふうなお話があったときに、やっぱり町長が掲げるこれからの農業と6次化に向けた取り組みが一番だと、それで農家の方々の収入が上がれば、涌谷の税収も上がるというふうな考え方、これ私も共鳴するところであります。そういった場合にあのゾーンが人がいっぱい集まる

ゾーンになってその文化会館があつて500人ものお客さんが来る、そして町長が考える6次化産業のその部分の中で道の駅をつくつてあそこで販売をし、帰りのお客さんがそこで買い物もしていくんですよ。そういったことも踏まえてあのゾーンをぜひとも開発していただき、文化ホールもつくつていただいて、要は文化ホールがあるからお客さんも来るんだということも踏まえた、そういった考えも成り立つと思いますので、町長が考えている6次化、私も進めたいと思います。そういった意味ではああいう場所で6次化でつくつたそういった商品を買ったり、そして農家の方々がそれで潤うような形をつくるためにも、やっぱり人が集まる施設をまずもつてそこにあるのが私は一番ではないかというふうに考えますから、ぜひとも前向きにこの課題については考えていただければ幸いかなというふうに感じますけれども、自分の思いと財政の面もそれはあるかもしれません。でもこれからのまちづくりはそういった観点も必要だろうという部分に対しては、先行投資もしようがない部分もあると思います。そして私が言っているこの文化ホールは、幼児からお年寄りの高齢者まで、敬老会であるとか、幼稚園の発表会であるとか全部に使えるんですよ。ですから、そういったことを踏まえると町民全体の施設ということになりますから、ぜひ前向きにその辺を考えていただくことが大事かなというふうに考えますから、ぜひ執行部の方々大変でしょうけれども、財政的に本当にお金もないのにこれは大変だと思います。先ほどの幼保一体施設の話もありましたけれども、でもこの部分に関しては町民1万7,900人の全員が使える施設であるということを前もって頭に置いて考えていただきたいというふうに考えます。

これから安部町政がまだ始まつて6カ月でありますけれども、そういった部分でやっぱり町長としての政治力を出していただくことも、これも必要なのかなというふうに私は考えるところでありますので、そういった前向きな部分もぜひ安部町長には出していただきたいというふうに考えます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、その熱意については十分わかりました。今後財政あるいは町民の方々のその辺の姿と合わせながら前向きに、やりますということじゃなくて、検討しなければならないのかなというふうに考えておりますのでよろしくご認識いただければいいのかなというふうに思います。

なお、私の思いということにつきましてはここでこういうことを言っちゃ申しわけないんですが、いろいろと門田議員さんからも日ごろいろいろと各般に渡りましてご指導等々賜っておりますので、これからもぜひ建設的な意見をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。ただ、先ほど秋の山唄の開催についてということで体育館云々という姿がありましたけれども、全国民謡民舞全国大会の開催は武道館で開催しておりますし、そしてまた日本民謡協会の全国大会は国技館でやっておりますし、郷土民謡協会の全国大会は武道館で開催されております。要は、中身の姿をどう満足させて参加者の方々にしていくかというようなことではないのかなというふうに考えておりますので、どうかその辺も合わせましてこれからの開催等々に当たっては、最新の目配り、気配りをしながら来るお客様方に満足していただけるような姿づくりをしてまいりたいというふうに考えておりますので、その面についてはご了承をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤釈雄君） 再開します。

6番大平義孝君、登壇願います。

[6番 大平義孝君登壇]

○6番（大平義孝君） 6番大平義孝でございます。

通告をいたしておりました一般質問をいたします。

住宅地などの水害対策についてとして、昨年の台風15号の豪雨による被害が町内各所で発生しましたが、被害状況の把握と分析の上で今後の対策を早急に実施することが必要ではないかということで、ご通告をいたしましたけれども、同僚議員さまざまな形でこのことに質問をいたしております。町長の答弁もその中で答弁がありましたので、私が聞こうというところの中身は大部分少なくなっておりますけれども、私なりに観点を変えた質問をさせていただきます。

3.11大震災から半年の9月、本日はさらに半年1年目の3月でございます。町内家庭の復旧に向けた作業もままならない中、台風15号のこれも9月の議会で町長が数字を示された287ミリもの豪雨が住宅地、水田、道路などに爪あとを残しました。農業用排水路の拡幅、排水機場の排水能力の増大などでこれは行政の頑張りであります。減災をされている地域も多く見られるようになっていきますことには感謝をいたします。しかし、震災の被害の修復もできないまま、そういった住居などでは2次、3次の被害となってしまったようでございます。特に避難勧告の出た中下町地区を初め、小人町などにおける住宅の床上、床下浸水被害はここしばらく忘れつつあった、そういったようなことでありました。しかし、地区内の低地の埋め立てはどんどん進んでおまして、このような事態は町としても予測はできていたのではないのかなど。先ほど来の町長のご答弁をお聞きしましてもそういったようなことに触れておられましたので、そのとおりではないかと思っております。そしてさらに都市下水道の整備がなされた地区での今回の災害を行政はどのようにとらえているのか、また各地の宅地道路、農地などへの浸水、これらについても合わせてどのように被害状況を把握し、分析などを行っているのか、その上で今後の防災、あるいは減災をしていくための内水排除対策を早急に実施することが必要ではないかとそのように思っております。

私は今議会に新規事業として雨水排水計画策定事業予算の提案をしておりますが、6カ月のこの間、この間が近づいている雨の季節を迎え、豪雨などの対策のないままに被災した町民の皆さんの不安が非常に大きなものになっているのではないかと本当に被災した皆様方の心中を察するに余りあります。各地の住宅地など排水路の状況は完全に機能する状況にあるのか、常時どのような管理体制をとられているのか、市街地雨水排水対策の現況調査と排水計画の策定を実施するということでありますが、どのような点をどのような形で調査をしようとしているのかその点についてまずお伺いをいたします。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

[町長 安部周治君登壇]

○町長（安部周治君） 最終の答弁となりますので、しっかり頑張ってまいりたいというふうに思いますので、

足りないところございましたらそれについていただければありがたいというふうに思います。同級生でありますので、ぜひご支援とご協力をお願い申し上げます。

それでは、6番大平義孝議員の一般質問にお答え申し上げます。

昨年9月20日から22日にかけての台風15号の豪雨により町内において多大なる被害が発生いたしました。まずもって、被害を受けられた町民の皆様には心よりお見舞いを申し上げますというふうに思います。

この豪雨では3日間の総雨量が先ほどお話ありましたように287ミリ、時間最大雨量28ミリでございました。その中でも9月21日午後6時から午後10時までの4時間の雨量が85ミリで非常に強い雨でございました。また、これまで設計等々の参考としてきました3日連続雨量は昭和61年8月5日の豪雨、いわゆる8.5豪雨の168ミリでございますので、それをはるかに超える豪雨であったことは数値からもご理解いただけると思います。

町がこれまで取り組んで来ました排水対策としましては、西地区では青木川から定川への自然排水のみでしたが、涌谷西排水路、涌谷西排水機場を新設し江合川への基幹排水の整備を行っております。これにより西地区の浸水被害が大幅に縮小されていることはご案内のとおりでございます。また、東地区では涌谷東地区圃場整備事業かんがい排水事業等を導入し、中央排水路の拡幅により排水機能を増大させ、下流の北沢排水機場の排水量を3倍に新設改修し、さらに佐平治揚水機場への排水への転用により浸水被害対策を講じてまいりました。今回の台風15号の豪雨は8.5豪雨を超え、町内各所でこれまでより多くの浸水被害が発生した箇所がありますのはご案内のことと存じております。特に中下町地区におきましては、佐平治機場内浸水のため、ポンプの運転を停止したことにより浸水被害が拡大し、ご存じのとおり避難勧告を発令し、住民の皆様には避難をお願いいたしました。

私の所信表明でも申し上げておりますが、五つの政策の柱の一つであります震災風水害に強いまちづくり実現のために、まず現在の市街地の排水状況の把握を行い排水機能等の確認を行いながら排水整備を行ってまいりたいと考えております。なお、早速平成24年年度の当初予算でありますけれども、排水整備基本計画策定のための経費を予算計上をいたしておりますので、よろしくご承知いただければありがたいと存じております。この基本計画策定後は厳しい財政事情の中ではございますけれども、財源の手当等も含め、制度事業等を導入いたしながら、そして検討を重ね効率よく整備を行ってまいりたいと考えておりますので議員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます、6番大平議員への回答といたします。

なお、私のこの9月21日の豪雨の際、ちょうど9月の議会の初日であったわけでありましてけれども、若干の対応のおくれもあった点も反省しております。議場にくぎづけになっていた時間等々もありましたので、おくれたのかなというふうに反省もしております。あわせて、今後土地改良区と協議、協定等々を結びまして土地改良区の方々、代表者の方々にはぜひ災対本部に来ていただくと、参加していただくということも措置しなければならないというふうに考えております。そしてまた、時期たしか稲刈りが始まった間もなくの時期ではなかったのかなというふうに認識しております。そうしますと、どこのどの地域の水田におきましては、既に基盤整備が完成しておりますので、この水口、いわゆる排水路等々は全部あけっ放しの状態で、遊水能力、いわゆる貯水能力の機能が果たしていない状況の水田がほとんどでありました。そういう面からしますと、そういう台風シーズン、あるいは豪雨のシーズン等々におきましては、あらかじめ

め改良区さん、あるいは大崎の土地連等々にも協力をお願いしまして、水田にはぜひ遊水池を設けられるような姿づくりも本当に必要になってくるのかなというふうに考えております。そういった面で今後なお、関係機関の協力とこちらからのお願い等々もいたしましてできるだけ改修前、いわゆる結果出て改修に着手する前にそういう姿づくりをしておかなければ同じような姿が毎年繰り返される姿がありますので、ぜひ私もこういう面について働きかけを行ってまいりたいというふうに考えておりますので、それにあわせてご認識よろしくようお願い申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ご答弁をいただきました。さまざま一生懸命やっていたで各地排水機場の整備等は本当に町と改良区の努力で、私どもの住んでいる地区などは今回集水プールですかね、プールから越流はしましたけれども、上流のほうの水を逃さばといますか、くみ上げて水田についての被害は、一部刈り取りを行った水田の刈り取った後の稲わらが流された程度ということで非常にこれは行政と改良区の一生涯懸命頑張っていたたまたまものであるなどは思っております。

それで、ただいま町長から秋の刈り取り期に水田に遊水池をつくれというのは、これは今の時代の中ではなかなか難しいことではないかと。これは農家の方も改良区の方もそういったようなことで協力を、まあ私が判断するわけでございませぬけれども、私がやれと言われてもできないと、なぜかといえば大型機械が水田に入るには水口を閉めていつでも水たまりますよというような状況で秋を迎えるというようなことはほとんどあり得ないような状況でございますので、それはそれでまた別な話としてのご議論なら聞いた話ということになりますけれども、それはそれで別段設けてこのところは遊水池にしてくださいといったような取り組みであればできると思います。それでそのお話が出ましたので、先ほど来町長も言及しておりますけれども、新下町浦、ゆうらいふのあるところでございます、町で販売した住宅地もございませぬ。住宅地がどんどんと拡大しております、ゆうらいふの東側あの地域は下町浦の水路よりはるか高い高さで埋め立てをされております。これは町有地でございます。開発行為等についてはいかなるものかなかなか私は理解しませぬけれども、そういったところの昔遊水機能を果たしていたあの辺は苗代地帯でございました。少々の雨でもあそこに1回水がたまれば下町の水は洞ヶ崎で小塚に放流すれば何とかなるといったような状況で保たれてきた経緯もあろうと思っておりますけれども、そういったところを行政として毀損をしておいたという立場からすればその遊水機能をどこに求めて今後対策をしていくのかなと。今回計画を策定するに当たり、どういった視点でそういったことを計画を立てる方をお願いをしているのかなと、そういったところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課長。

○参事兼建設水道課長（村上芳行君） どういった計画ということでございますが、台風15号の影響によりまして、西地区では桜町裏地区、浜江地区、駅裏地域が浸水してございます。東地区では城山地区、下町地区、日向地区で床上浸水まで浸水がありました。

それで、今回調査依頼をするわけでございますが、一つは浸水地域の把握ですね。あともう一つ町内にいろいろと排水路、用水、排水兼ねた排水路がございませぬけれどもその系統がどのようになって流れていくのか、排水系統の確認でございませぬ。あともう一つは3月11日の大震災によりまして地盤沈下によって滞水が

広がった可能性もございますのでその地域の標高というのですかね、高さの確認も行いたいと思います。そのほかにいろいろ調査項目が出てくるかと思うのですが、今のところ基本計画ということで最低でもこの四つですか、四つは調査の中に入れていきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） そういった調査でありますと、遊水池をどうするかといったようなことも考えには入っているとは思いますが、ただ現在町有地につきましてはあのとおりもう完全にといっていいほど土盛りされているわけでありまして、あれをどのようにしてどうするかということも考えの中には入っているんですか。これは町長の判断だと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 既に住宅が建設されているところについては、これ以上のいわゆる手直し等々は難しいのかなというふうに考えております。そういった姿から見ますと、ただいま建設水道課長のほうからお話がありましたように、いわゆる涌谷中学校以南、以東というのですかね、沢水をどのような姿で排水をしたらいいのか、そしてまた大崩、黄金山の排水をどのような姿で町場に持っていかないような状況をつくりながら排水したらいいのかということが基本になるのかなというふうに思います。

そうしますと、考えられますのは山根排水をいち早く3倍もの機能を持ちます北沢機関場にどのように流していくのかということが優先的に考えられる姿であろうというふうに思います。そうしますと、流すためには排水路拡幅の事業も当然やらなければならないというふうになるかと考えられますし、涌高前のところに堰があります。下町方向にできるだけ流さないような姿の排水計画をまずつくらなくちゃならない、なぜかといいますと急流と緩流では緩流が負けるという姿が当然あります。町場の水はどうしても落差高がございますので、滞留いたしますので滞留させる前にこの急流を早く機関場のほうに流して排水させる、あらかじめそういう姿づくりをきちっとやっていかなくちゃならない、そのための施策というものは改良工事が優先されるのではないかとというふうに私自身考えております。あくまでも調査結果にしたがって対応するというところでございます。

同じように建設水道課長が話しましたように当然地盤沈下というものが大震災によって軟弱地盤でありますので、当然発生しているのが事実だと思いますけれども実際の程度当初よりも地盤沈下しているのかわからないのでそれとあわせてやって思い切ったこの排水路も計画直しするのも当然出てくるのかなというふうに私自身考えております。要は、排水路機能をこれまで以上に効果的に運用していく施策をとらなければならないということが今の考えられる姿であると、私はそう認識しております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ただいまの説明はそれこそなたも想定していることだろうと思います。涌高前の堰、あそこの開放については農業者間とのさまざまなあつれきもございます。あの堰を開けることについて今あのとおりの細い山根排水でそれで水の流下が少ないのではないかとというような思いでいる方々もおられます。しかし、現実に改良事業であの程度の事業しかできなかったという現実があるわけございまして、今回その山根排水路、あるいは中野と追戸沢の合流点が一本杉よりちょっと一段下がったところにあるわけございまして、あそこまでの間の水路をきちんと整えるという計画も入っていると、今の町長の答弁です

とそういったようなことで考えてよろしいんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 計画に入っているということではなくて、そういう状況になる可能性も調査の結果あらわれてくるのかなというふうに考えております。あくまでも調査結果をつぶさに検討して何ミリ程度の町内の雨量がさばけるのか、この辺が一番のポイントでございますので江合川の水が増水しない前に内水を効率的に排水する体制づくりというものが大事なのかなというふうに考えております。あわせてそのためには水路の改修等々も考えなくちゃならないというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 計画ではなくて状況によるということでございますけれども、あの地域は皆様ご存じのとおり、あの流域ずっと見ていただけますれば減反をしながらハウスをやった、さまざまな野菜づくりをやったというような水田もございます。そういった中で、そういった形であの地をきちんと排水路として整備をするということでございますと、先ほど申しましたけれども本当にきちんとした排水路の整備でなかったらどなたも賛成はしない、そのような状況になるのではないかと考えております。そのようなことをきちんと整えてやれるということであればよろしいと思っておりますけれども、現時点でそういったようなことがきちんと整っていないということでございますので、私はこれ以上申しませんが、でき得れば北沢排水機場の能力をきちんと考えながら対応できるといったような形での流量計算等をしながら、やれるものであれば私としては流域の農地に被害のでない形でやれるのであればやったほうがよろしいのではないかとというような考えを持っております。

それででございますけれども、ただいま第1号排水路涌高のゲートを開かない、開いて下町、佐平治に水を流さないようにするということがございますけれども、それはなかなか難しいのかなと。それだけの水を山根排水に全部落とすということは箕岳山系の水全部小塚に持っていくということになりますので、そういったことも合わせて容認のできないところもあるかと思います。それででございますけれども、先ほど申しましたけれども、どこかに遊水池をつくってポンプアップするような機場を設けるとか、佐平治の機場を容量アップして対処対応できるような形で取り組むとかそういったような考えは頭の中にはないですか。私は頭の中じゃなくてそういうこともやりますと言っていたのが一番でございますけれども、なぜかといいますと、今なぜ、新下町浦とか小人町まで水が上がっていくかということを考えますれば、先ほど町長言いましたように緩流というよりも、緩く流れる水路、そこに高いところからゲートを上げて思いきり水を流すとダムができるわけです。そのダムが上から来る水をどんとせきとめて、下町、中下町地区に水害を、これは先ほど来町長説明しておりますように、もしかして地震で地盤沈下もあるかもしれませんけれども、そういったものを除いてもそういったようなところがあるわけでございますから、佐平治まで通じる第1号排水路、下町の末端でゲートあります。そのゲートをあけるとそういう状況が起きる。それは町長も産業振興課長もご存じだと思います。あとは建設水道課長も理解をしていると思っておりますけれども、そういったところをいかに解消しながら水量の調節をしていくかということが本当に求められている今度の計画の作成の中で一番大事なところではないか。涌高前であればいいんだと、それで足らなかつたら仕方ないから下町のあそこのゲートをあけてというようなことではいつまでたっても中下町地区から小人町の地区の水害は解

消できない。ゲリラ豪雨、日本全国で起こっておりますけれどもそういったものに100%対応するのは難しいかもしれませんけれども、せめて床上浸水等の出ないような減災になるくらいの対応を行政がやらないでどうするんだというように思いますけれども、あの見龍寺前から来る水路と下町浦を流れる水路、そして第1号排水路の合流地点、あの辺の整合性を取れる水の流れの調整というものがやはりどこかに機場を設けるなり、機場を大きくするなり、そういった形でやらなければならないのではないかと考えていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤釈雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 議員さんのご指摘いろいろもつとものがあります。私も長い経験がございます。あそこの問題につきましては昔から佐平治の機場の排水の問題、あそこの合流点の問題、改良区とさまざまなことで話し合ってきました。ただ、今回の豪雨ではそれがほとんど生かされなかった。これまでの経過の中でやってきた事業がいろいろあります。中央排水路の拡幅、そして北沢排水機場の3倍の能力、ご存じかもしれませんが一番最初に事業実施された湛水防除事業という小塚地区の県営事業でありました。あれは湛水深が30センチです。田んぼにたまる水が。今圃場整備されて、それはほとんどなくなりました。そして排水機場の能力を高め、そして中央排水路の拡幅をし、農地を保全するという形になりました。その間いろんな形で市街地の排水が8.5豪雨以来ほとんど余りかぶっていないという状況もございました。ただ、新下町浦の造成の関係もございましょう。ただ、それは一部的なものであって全体の水の量の多さとそれと大きい耕土の圃場整備という整備がなされたということの原因が大きいのではないかなと私は思っております。涌高から流れて来る水の話もありますが、あれは江合川が増水しますと自然排水ができなくなります。ですから江合川の水が余計かさ上がりますと排水機場が能力を発揮できないんです。それが機関排水に頼っているだけではなかなか難しいんです。そのことを降雨量とそれを考えながら計画しませんと、単純に機関排水すればいいんだというような形だけではおさまらないんじゃないかと思っています。ということで、基本的に今流水系統がどうなっているのか、全体として排水系統がどうなっているのか、そして今言った流量の関係、時間的なもの、前の想定ですと江合川の水は内水が排除される前はかさ上げ、水が余り出ないだろうという想定だったんです。それが今は一気に出てきます。川の水が上がって内水も出てくると。同時ですから、これは大変なんですね。ですから、簡単ではないと思います。ですから、そのことも踏まえて機関排水も含めてですよ、全部含めて検討しなきゃいけないと思うんです。そういう意味で基本設計をしてそういうさまざまな問題を挙げながらそして、計画に持っていく、その間に改良区なりまたは国、県いろんな方と協議しなきゃいけないと思います。24年1年間かけてそういう計画を細部にわたって詰めていかなきゃいけない問題がいっぱいあると思います。単純にああやればいい、こうやればいいという問題では解決できないんじゃないかと思っています。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 町長にかわって副町長、ああやればいい、こうやればいいでは解決できない、まさにそのとおりだと思います。まさにそのとおりですけれども、何の案も持たないでまかせっきりでどうぞやってくださいというような基本計画づくりですか、そういったことにはならないように、できてからそれを案として審議すると、それはもうでき上がったものだからといったような形で、見せられた方たちもあんまり

文句も言えないなというような、そういったような状況がこれまでも、もしかしてあったかもしれませんので、できれば改良区なり、流域の農業者の皆さんなりときちんと話し合いをしながらもちろん一番大事なのは下町地区、副町長もお住まいになっていますけれども、中下町地区から小人町にかけての住民、町民皆様方のさまざまなお話はきちんと聞きながら、それで被害についてのさまざまなご相談もお受けになってはおられると思いますけれども、お話は真摯に聞いてきちんと対処対応をするということが求められているのではないかなど、今本当に3.11の大震災と原発の問題、非常に大きな問題ですけれどもこの水害という問題もかなり大きな問題ではないかと私は思っております。ただいま副町長のほうから小塚は基盤整備したと、おかげさまでと先ほど私申し上げましたけれども、本当に小塚地区については今回はですけども、そういった形でございますけれども、他の地域ではそういったところもなっていないところもあるわけがございます。そういったところの方のことも考えながらさまざまな計画を立てていただいて、この地域だけ今増水したところだけということではなく、本当に何十年にいったんの降雨量で設計したと、それでもだめだったけれども今度またやらなきゃいけないというようなことを今回を含めてどんどんと繰り返しになるようなことのないような形で100%防除しなさいとは、自然を相手ですから絶対言えませんけれども、本当に先ほど申しましたように床上浸水になる、そんな状況がないような形できちんとした対処対応をしていくようなことを私は頭の中に描いてそれで先ほど来さまざまな愚策を申し上げておりますけれども、そういったところもきちんと聞いていただけるような形をとっていただきたいと思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 改めて答弁を申し上げます。

大平議員さん、私の答弁しっかりと聞いてください。この新年度予算で700万円という数字を計上いたしましたので、先ほど建設水道課長のほうから調査項目等々についてお話がありました。まず、どういう状況になっているのか、そして、それと台風15号の被害が現実には起きているわけですから、その計画、実態調査とその被害の実情を検討しなくちゃならないことがまず最初の取り組みなんです。そしてできるような姿をとる策があるならばそういう策を講じながら、どうしてもできないというような姿であるならば、機関排水も当然機場の拡大という姿も当然私の姿にはあります。ただ、単に機場を大きくすればいい、排水機場を大きくすればよいというような姿でありますけれども、これは町の単独で事業でできる姿ではございません。あくまでも土地改良区さんと内水を排除するというその姿の協議の中で、できるだけいわゆる財産、生命、身体、財産の被害を少なくさせることを優先にした取り組みを行いながらそういう全体の姿をつくっていかなければならない。当然下流には小塚地区、大平議員さんの地域の方々もおります。そういう方々ともあらかじめ策を講じる際には十分に改良区さん、あるいは地域の方々と相談するのも行政の一つの仕事でございますので、拙速にそういうふうにするからという私の考えではございません。そういうことだけは理解していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） しっかりと聞かせていただきました。その上でまた申し上げるのも大変失礼でございますけれども、できればさまざまな選択肢を町の執行部のほうで持ちながら、出てきたものをきちんと自分たちの足と目で確認をして、現場も確認していただきながら9月台風15号、21日の水を頭に思い浮かべな

から中下町、小人町地区の皆様方の思いをきちんと形にしていっていただきたいと、そういうことを申し上げて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で一般質問を終わります。



◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 続まして日程第2、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

事務局総務班長をもって、趣旨及び議案を朗読いたさせます。

○事務局総務班長（今野博行君） 朗読いたします。

議発第1号

平成24年3月9日

涌谷町議会議長 遠藤稔雄 殿

提出者 涌谷町議会議員 大橋 信夫

賛成者 同 鈴木 英雅

賛成者 同 久 勉

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について
標記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

町の東日本大震災からの早期復旧に寄与するとともに、町民が安心して暮らせるように町議会としても歳出削減に努力すべきとの考えに立ち、議員の報酬は10%の削減を行うものとする。

別紙

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年涌谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成24年度における報酬の減額等）

22 平成24年度における議長、副議長及び議員の報酬月額については、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額の100分の10を減じた額とする。この場合において、第5条第2項及び同条第3項の規定により議長、副議長及び議員に支給される期末手当の額は、前段で規定する減額後の報酬月額を適用して得た額とする。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ただいまの朗読をもって、議案の趣旨及び議案内容は理解できたものと判断いたし、提出者の説明は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数であります。

よって、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。このまま休憩いたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 休憩を解いて再開します。



◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） それでは、提案の理由を申し上げます。

同意第2号の提案の理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員栗野謹秀氏は、平成24年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに

齋藤正俊氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 諮問第1号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員渡邊彰子氏は、平成24年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き渡邊彰子氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を賜りたく提案いたすものでございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

◇

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 諮問第2号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員都澤久輔氏は、平成24年6月30日をもって任期満了となりますので、新たに村上和郎氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を賜りたく提案いたしますのでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手多数であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

◇

◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 承認第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、議会葬等の実施に伴いまして、予備費を充用し所要の経費183万3,000円を計上いたしましたものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 議会事務局長。

○議会事務局長（高橋正幸君） それでは、承認第1号平成23年度涌谷町一般会計補正予算専決第2号をごらんいただきたいと思います。

6 ページ、7 ページをお開きいただきます。

議会費につきまして、去る 2 月 21 日に執行いたしました故菅原富士郎議員の議会葬に要しました費用を専決処分したものでございます。

補正額が 173 万 2,000 円でございます。

議会管理運営経費、報償費につきましては祭司を含めまして、神官 5 人の方への謝礼でございます。

需用費、消耗品費につきましては、大榎及び次第用の封筒でございます。

印刷製本費につきましては、お知らせ及び次第の印刷代でございます。

需用費通信運搬費につきましては、お知らせの郵送代でございます。

④ 広告料につきましては、河北新報に死亡広告をお願いした経費でございます。

14 使用料及び賃借料につきましては、祭壇等の借上料でございます。

議会葬の経費といたしまして 173 万 2,000 円でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして総務費、涌谷町議会議員選挙費、選挙管理委員会委員等報酬で 10 万 1,000 円の増でございます。2 月 22 日に開催いたしました繰上げ当選の決定をいただいた選挙会の委員報酬でございます。

続きまして、14 款予備費 183 万 3,000 円の減額です。上記の予算の財源としまして同額を減額したものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11 番。

○11 番（長崎達雄君） 専決処分の議会葬についてお尋ねをします。

亡くなられた方には大変忍びないのですが、議会葬について町民の目線に立ってお尋ねをしたいと思えます。

自治法 179 条専決処分は、町長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは専決処分ができると。時間的いとまがないというのですか、この議会を招集するいとまがないと認めるかどうかは、町長の裁量によって決定すべきであると、町長次第で決まるんですよね。ただ、町長の認定には客観性がなければならないとなっております。17 日議運で議会葬を決定して我々平議員にファックスが流れてきたんです。21 日、神葬祭ですから葬場祭というんですが、葬場祭まで 5 日間の余裕があったと。昨年の中村健一さんの町葬のときは、臨時議会が開かれておりますが、今回の議会葬は亡くなられたその日の 17 日に議運で決めて専決処分したが、なぜ臨時議会を開いて全員で議論すべきではなかったかということです。問題は、議会運営委員会とは何ぞやということなんです。そもそも議会運営委員会とは議長の諮問ないしは、補佐機関で議会の会議の円滑な運営を図るための事前協議の場であって、協議、すなわち相談、話し合いをすることで議運の委員に決定権はないんです。諮問とは政治上の重要事項の決定や問題解決に先立ち、専門的見解を学識経験者などに尋ねることで決定するところと勘違いしているのではないかと、そういうことなんです。我々議員が関与しないところで議運の委員だけで決めるのは明らかに間違っていると思います。私は議運の委員にそこまで任せているつもりはないんです。法律や規則等の運用については慎重を期すべきであると思っております。町長は、議運だけで議会

葬を決めたことはおかしいと思わなかったか、その1点と17日に議会葬を決めるくらいなら18日臨時議会を開くことは時間的に十分可能であり町長の認定に客観性がなかったことになると思いますが、なぜ専決処分したか、この2点をお聞きます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、お答え申し上げます。

急逝のお知らせを知ったのは17日の早朝でございます。即議長さんあるいは議運の委員長さん方に連絡されたものというふうに私自身認識しております。その中で当日議会運営委員会を開催いたしまして、そういう事実であるということと合わせて、21日の葬場祭に間に合う段取り等々を協議していただきました。18日、19日は土曜日、日曜日でございますその間にも事務量を淡々と進めなければならない。当然死亡通知あるいは死亡のお知らせ、新聞広告等々もしなければならない、そういう姿から見ますと臨時議会を開催するいとまがないというふうに私自身も認識しておりますし、その姿の中で議運の委員長さんから専決処分というような意向伺いもございましたので、そういうふうに決めさせていただきました。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 町長も議員の経験も回数も相当長くやっておりましたので、議運そのものを理解されていなかったのかなと思うんですよね。議運とはいったいどういうところだ、決定権あるのか、ないのか。決定権ないんですよね。

そこで、2回目に入りますけれども、議会葬については私は28年前になりますけれども、1期目とれたときから議会葬には町民感情を無視したのだから、税金の無駄遣いでもあるからこれはやめるべきだとずっと言ってきたんです。これまで大友弥四郎さん、岡祥さん、そのときは125万円使っています。佐藤文夫さんのときには165万円、今回は173万2,000円ですか、そういう町費を使ったんです。だからその議運の委員長さんにも申し上げたいんですが、だれ1人議運そのものはどういうところかわかっていなかったんでないかなと思うんですよね。だから、満場一致で決めたと思うんですが、町民目線に立った私は政治はやっていないとそういうふうに断言したいんです。現在の政治情勢、経済情勢はどうなっているか、町の現状はいろいろきのうから質問の中で町税も1億6,000万円も減収になるとかと話しておりますが、そういう町の現状を把握していないんでないかと。そういう税収が減って逆に滞納が多いという現実、私は震災で定職もいろいろなくなった人も多いと思うんですよね。そしてパート労働で働いている人が多いから納めたくても納められない人もいると、また商店経営の人は売上がなくて大変困っている、年金生活者から見れば、毎月五、六万円の国民年金の収入から税金も払う、医療費も払う、光熱費も払ってそういう生活をしている人がたくさんおるんです。そして、町税、国保税の滞納額の多さを考えれば議会葬をやることは私は遠慮しなければならないと思うんです。このような現実を直視することなく安易に決めたことが私は一番の問題だと思うんです。今から60年ぐらい前私国民学校、当時小学校は国民学校といったんですが、国民学校初等科のとき仁徳天皇の話をお聞かせられたんですよね。そして、16代の仁徳天皇ですか、夕暮れに高殿から見渡すと民のかまどから立ち上がる煙が上がっておらず、民の窮乏を察して3年間年貢が免除されたと。天皇みずからも宮殿の屋根も直さず、雨漏りもしたとこもそのままにして質素な生活をされて、民と苦勞を分かち合ったと。その努力が功を奏してやがて民は裕福になって家から盛んに炊事の煙が立ち上がるようになったと。天皇は

「高き屋に登りて見れば煙立つ民のかまどはにぎわいにけり」と詠んだですよ。これが当時の小学校の国史で勉強したんです。政治家である議員は常に町民の目線に立って行動すべきものと思います。1月5日議会事務局から渡されたこの資料あるんですよ。涌谷町議会における弔慰関係について、これには一言も議会葬というのは載っていないんです。議会葬の規定もないのに勝手に決めること自体問題であると思います。大体議会葬はやめる方向で進んでほしいんです。よその自治体は調べましたか。

○議長（遠藤稔雄君） 局長。

○議会事務局長（高橋正幸君） ほかの町村に問い合わせたこともあります。期別のもっと長い状態で議会葬というものをやっている状態もございしますが、今回につきましては議運のほうでただそのままオーケー出されたということではなくして、平成18年に議会葬を行った段階で議運で検討してほしい旨要望があったことがございます。その際には議運で近隣の町の礼儀条例等を含めて検討することといたしまして、18年12月には議運で町葬にも影響があるので慎重に審議が必要ということで継続審議をされた上で現在に至っております。そういった申し合わせとして議会葬が生きている以上、今回過去の例を見て恥ずかしくない見送りをしたいということで議会葬が決定になった状態でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 私のほうから答弁させていただきます。

ただいま高橋局長のほうから答弁がありましたように、申し合わせ事項という姿を尊重してこれまでやってきた経緯がございまして、議員のあるいは議会の決議というものはいまだなされていない、そういう状況でございますので、あくまでも議員3期以上の方々に対して弔慰というものをあらわそうじゃないか、これは私は本当に大事な大事な仲間としての弔慰という姿から見ると、本当に当たり前の姿のことではないのかなというふうに思います。休憩させてください。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時23分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。11番。

○11番（長崎達雄君） 私は、今町長が言った200万円もの寄附をもらった、それはそれとして議会葬そのものについて私は言っているんです。ですから、私は冒頭に亡くなられた方には大変忍びないがと、そういうことわりを申し述べて議会葬についてお話をしているんです。ですから、そのよその自治体をまだ調べていない、調べていないんですよ。ですから、今局長が調べたようなふうには言っているけれども、現実にはよくわかっていない。私は県北地方の市町村を調べたんです。議会葬の規定があるのは、この辺では色麻町、加美町、美里町であとは財政的に厳しいので香典の額で対応しているのがほとんどであります。色麻町葬祭規定、加美町町葬規定、美里町議会議員の慶弔に関する規定があります。それには、現職の議長と20年以上在任し功労顕著なものとなっています。あとインターネットで調べたものでは、青森市の場合は弔慰金1万

円を遺族に贈呈、弔辞を捧げる、生花を1基備える、議会名をもって新聞広告すると。議長または公務執行中の議員が死亡した場合は議会葬を行う。遺族が議会葬を辞退した場合は、弔慰金として15万円を遺族に贈呈するとなっています。これは平成17年の7月13日の議会規定なんです。少子高齢化が進んで人口減少する、企業が張りつかない先行きの見通しが決して明るいと言えない涌谷町なんです。財政規模の縮小が今後考えられるわけですから、議会葬はやはり制度としては廃止すべきであります。

町民からすれば173万円という金はどれくらいの金額になるか。これは国民年金2年分以上の金額に当たるんですよ。ですから、町民の声として議員たちいったい何考えてんのやとそういう声が大部分なんです。そして、懐が痛まない他人の金だから何をやってもいいということにはならない。その金は貴重な町民の税金であることを議員たちは忘れていると、そういう声なんです。議会葬を決めた議運の委員さんにも聞いたんですが、当初予算を見ると税収は23年度より1億6,500万円減っているんですよ。そういう現状を顧みず、議員の特権丸出しの議会葬、そういうふうに町民にとらえられているんです。ですから、議会葬について町長はどういうふうを考えているかお聞きしたいんです。制度として議会葬を私は反対、やめるべきだと思うんです。議会はそういう議運の方がやったらこれは間違いなら間違いと直す場なんですよ。それをしないで通すようでは議会は何のためにあるのかと。議運の委員を除いた我々平議員が良識ある判断が試されている、議会の真価が問われていると思うんですが、その議会葬について町長の考え、聞きたいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 改めてご答弁申し上げます。

議会運営委員会の総意の姿で決させていただきました。それを私がだめだという姿では前に進まないものがあります。やはり、議会としての権能というものを最大限尊重し、そしてまた亡くなられた遺族の方、本人もそうでありますけれども、それを尊重するという姿から見たならば、私は生きている者として当然の姿であろうというふうに思いますし、先ほど遺族の方のご厚意が我々が努めたその姿に対する謝意であろうというふうに考えております。したがって私が今後このような姿にとる、とらないは議会の中でしっかりと判断をいただいて対応していただければいいのかなと思っております。何回も話しますが、あくまでもご厚意が我々の果たすべき責任だろうと私自身自覚をしております。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ただいまの11番議員の質問、私の答弁は求められておりませんが、議長として考えを申し述べさせていただきます。

今回は、長崎議員さん、急遽の訃報で大変戸惑った中で議運を招集しましたが、その議運を招集する中ではなかなかメンバーがそろうのに時間がかかったという中で、そういった中でも議会葬としての取り扱いはどうなるかということで準備したところを……。

休憩します。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時32分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

次に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成21年10月26日に発生いたしました天平の湯天井一部落下にかかる営業停止等による損害賠償について、損害賠償の額を定め、和解いたしたいので地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、副町長から説明いたさせますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） それでは、議案第2号、6ページでございます。

議案を朗読し、ご説明を申し上げます。

損害賠償の額の決定及び和解について

天平の湯の天井一部落下にかかる営業停止等による損害賠償について下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月8日提出

涌谷町長 安部周治

記

1 相手方

遠田郡涌谷町字花勝山二号 99 番地

有限会社 ことぶき

代表取締役 渡 辺 寿 春

2 和解の要旨

町は、損害賠償金 574 万 6,820 円を支払うものとする。

3 和解の理由

平成 21 年 10 月 26 日に天平の湯の洋風風呂で天井の垂木が落下し、当施設が完全休館し、またリニューアルオープンまで利用者が大幅減少した。

これにより、相手方の営業活動に多大の損害を与えたことから、損害賠償について和解しようとするものである。

この件につきましては、まず事故の状況でございますが、発生年月日はただいま申し上げましたように平成 21 年の 10 月 26 日の午後 3 時 45 分ごろでございます。

発生場所につきましては、天平の湯洋風風呂。

事故状況につきましては、営業中に天井の垂木断面の下部が分離、剥離、落下したということでございます。入浴者にけが人はございませんでした。

事故原因につきましては、部材が米松でありまして室内は高湿度の状態となるために部材の劣化によるものでございました。専門業者からは 10 年から 15 年でリニューアルすべきであるという指導もございましたが、事故発生のにできればリニューアルをしたいという町の計画でございましたが、不幸にも事故は発生いたしております。

改修経過の基本方針につきましては、木造の劣化に起因したことであり、改修に当たって価格対応性を考え、アルミ合金といたしました。

改修期間につきましては、平成 22 年 1 月から 5 月末日までとしたものでございます。

補償の基本的な考え方でございますが、有限会社ことぶきに対しての営業補償でございますけれども、施設の完全休止が事故発生時の翌日 10 月 27 日から、平成 21 年 11 月 30 日までの 35 日間は完全施設の休止でございます。この間につきましては、貸借契約、賃貸借契約の第 12 条で前年度の粗利益 1 日当たりの、これに閉鎖日数を掛けた補償額を支払うこととなっております。この額が前年度の粗利益額が 10 万 7,052 円、1 日当たり、これの 35 日分ということで 374 万 6,820 円でございます。それと、工事期間 8 カ月ございました。その 8 カ月分の使用料、1 カ月 25 万円でございますがこれを減免するということで 200 万円、合わせて 574 万 6,820 円ということで今回和解の話し合いがなされたものでございます。

この間いろいろと非常に交渉が長引いたわけでございますけれども、賃貸借契約書または公社と町の基本協定書の中身、それらを顧問弁護士さんにお見せいただきまして、いろいろとご指導いただきまして、そしてその後ことぶきさんと交渉を重ねてまいりましたが、これまでの結果こういう金額で和解したほうがいいのではないかとことでのご指導もございまして、今回ご提案申し上げるものでございます。基本的には町の管理責任があるということでございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8 番。

○8番（門田善則君） この事故については私も知っているところでありますが、請求も受けているというふうなうわさも聞いておりました。その金額が今説明を受けると1日約10万円ちょっとの売上に対しての補償ということではありますが、当初の契約にはそういった部分で設置者がその店子に払うという条文が契約書にあったのかどうか、その辺の確認をいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 現実には、地域振興公社と町の指定管理者の基本協定がございます。その中に、第3者への損害賠償というものがございます。その中で、甲乙の責任の所在ですけれども、その責任の所在によって支払い義務を課すということで、町が今回一応管理責任ということでございますので、公社ではなくて町という形になります。そして、弁護士さんとも相談したんですけれども、もう一つは地域振興公社とことぶきさんが交わした賃貸借契約がございます。これも実際には町が関与した契約書でございますから、その中のただいま申しました営業完全休止の場合、これが甲、私のほうの責任の場合は営業完全停止した場合は前年度の粗利益の1日当たりの金額ですね、それに停止日数をかけた金額を補償するというふうになっております。

それと、もう一つありました一部使用できるという項目もございます。ただ、一部使用できる項目については50%としておりますけれども、実際にお話申しますと向こうから提示あった要求額は全体の8カ月ですから約220日ちょっとでございますけれども、その全額について補償してくれというふうな話もございました。これは交渉の中でいろいろと議論したわけですけれども、そういった中でも今回私のほうでご提案した和解案について去年の12月ですか、何とか話がまとまったということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） よくわかりましたけれども、まづもって確認したいのが1カ月の売上が約300万円以上あるわけですね。それで、公社で貸しているのが月に25万円いただいていると。これ、今後もこういった状況でやっていっていいのかどうか、今後のことについてはどう考えているのかまづお聞きしておきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 当然、私のほうとしても今回和解の話し合いをする中でもいろいろな話をしてみました。それで、現在新しい理事長さんが地域振興公社で運営していただいております。そういった中で、今後のそういった店子と申しますか、そういった方との契約、今の契約、これが妥当なのかどうか、いろいろと広範囲、そういった同じような状況の中での賃貸借契約を参考にいたしておまして、その中でいろいろと調査しております。そういった中で、今検討しておりますのはこの契約書の内容、もうちょっと変えなきゃいけないのかなということで検討をいたしておるところでございます。

と申しますのは、いろいろと一部お風呂の改修も今後は入ってくるわけでございますけれども、いろいろな形で営業努力をしまして何とか公社のほうでも黒字化に持っていきたいということで検討作業を続けております。その中でお店の問題も位置の問題とか、そういったものもいろいろと再検討いたしておりますのでそういった中でこの店の賃貸借契約の内容についても改めて再検討している状況でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 今、考えを副町長から聞きましてそれはやっぱり改めるべきだろうなというふうに感じますけれども、まずもって私が思うには改めなければならないような契約で今まで10年間やってきたということにまずもって問題があるんじゃないかと。弁護士さんが「あんだ、これ和解しなきゃだめだよと、払わなきゃだめだよ」というぐらいのものだったら、普通弁護士さんだったらもう払わないで闘いましょうとか、そういう話になるはずだと思うんですよ。それを払わなければならないよというような弁護士さんであったならば法律の専門家ですからやっぱりその契約書はちょっとどこかに不具合があるのではないかということが察しできるわけですよ。ですから、今後その契約はたしか3年に1回かの更新か何かというふうに記憶しておりましたけれども、そういった部分の中でやっぱり今後町が不利になるような状況にあっては大変なことになると思うし、先ほど長崎議員さんが言いましたけれども、やっぱり節税というようにお金がないわけですからそういった部分では何とか出さない工夫、そして営業努力で頑張ってくださいということが一番大切な部分だと思いますので、ぜひほかの同じような業種の方、道の駅等なんかでも同じだと思います。そういった部分もぜひ参考にして改めるところは改めるという形の中で、こういったことが2度と起きないようにまず努力していただくことを執行部のほうには言っておきたいなというふうに思います。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） そのほかございませんか。10番

○10番（木村正義君） 今副町長とあと8番議員さんの中でいろいろ討議されて中身はよくわかりました。では、これを提起してことぶきさんがスムーズに受けるのかどうなのか、その辺の見通しというか、その辺はどのようになっていくのかひとつお聞かせ願えればと。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 先ほども答弁申し上げましたが、昨年の12月末にこのことでご提案申し上げて、ある程度内諾を得ているということでございまして、それで今回議案として出させていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解については原案のとおり可決されました。



○議長（遠藤稔雄君） ここで1時間の時間延長を宣言しておきます。

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第3号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、スポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員と変更となったために条例を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育文化課三塚統括主幹。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） それでは、議案第3号についてご説明を申し上げます。新旧対照表の1ページをお開きください。

ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、従前の体育指導員をスポーツ推進委員に名称を変更、改正するものですが、昨年8月24日に国のスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正となりましてスポーツ基本法が同日から施行されました。このことによりまして改正をいたそうとするものです。

なお、費用弁償につきましては、前回の平成17年の見直しの段階で費用弁償が欠落いたしましたもので、今回改めてお願いするものでございます。

議案書にお戻りいただきます。附則といたしまして、平成24年4月1日から施行するものであります。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第9、議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の給料月額について涌谷町特別職給料等審議会から答申をいただきましたので、答申に基づき、それぞれ給料月額を改正いたそうとするものでございます。

また、さきにお認めいただきました天平の湯天井一部落下に伴う損害賠償については、管理責任といたしまして私と副町長の4月分の給料を改めて10%減額いたそうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 議案書で申しますと8ページになります。

それでは、すみません、新旧対照表のほうで説明させていただきます。2ページお開きください。

このページには上と下のほうで二つ表がございます。この上の表ですけれども、町長の給料月額87万5,000円を15.0%減額し74万4,000円に、それから副町長の給料月額66万4,000円を5.1%減額し63万円にいたそうとするものです。そして、下の表になりますけれども、教育長の給料月額54万円を3.1%減額し52万3,000円にいたそうとするものでございます。

また、上の表にちょっと戻りますけれども、右側の附則になりますけれども町長及び副町長の給料月額を平成24年4月1カ月に限り、改正後の給料から10%減額しようとするものでございます。

議案書8ページに戻ってください。附則でございます。この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決され

ました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第5号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年の人事院勧告に基づき実施いたそうとするもので、給与構造改革期間中に抑制されました若年、中堅層を中心に昇級を回復いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書9ページ、10ページになります。

これにつきましても、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

3ページをお開きください。

この条例は平成23年の人事院勧告に基づき、給与構造改革期間中の平成18年から平成21年度までの4年間で4号俸を抑制されてきた昇級号俸を回復させる措置でございます。

改正後なんですけれども、第5条第1項では平成24年4月1日時点で36歳未満の職員は2号俸、同じく36歳から42歳未満の職員は1号俸回復させるものでございます。

真ん中辺に行きまして、第2項では平成25年4月1日時点で平成24年4月1日における経過措置額の状況等を考慮して人事院規則で規定する年齢未満の職員について1号俸回復させるものでございます。

それから、下のほうにまいりまして第3項、第3項では第1項及び第2項の規定の育児短時間勤務職員への適用を規定したものでございます。

4ページにまいりまして、第4項では同じく第1項及び第2項の規定の小学校就学前の子供を養育する職員で時間外労働の制限を申し出た職員への適用を規定したものでございます。

それでは、議案書10ページにお戻りください。この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第6号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復興に関して地方公共団体の必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等が平成23年12月2日に、また地方税法の一部を改正する法律等が平成23年12月14日に交付されたことに伴い、町税条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、たばこ税の引き上げ、退職所得分離課税に係る所得割の特例の廃止及び町民税均等割額の引き上げ等となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（安部政志君） それでは、議案第6号についてご説明を申し上げます。

議案書の11ページ、12ページをお開きください。それから、新旧対照表につきましては5ページ、説明は先に新旧対照表5ページのほうから申し上げます。

第95条たばこ税の税率でございます。税法の改正によりまして道府県と市町村の税収の増減を調整するために道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されるものでございます。移譲額は644円になります。

附則第9条は町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の廃止でございます。これまで、退職所得につきましては、本則税率で計算した税額から10分の1控除をされておりましたが、法改正によりまして緊急防災減災事業の財源とするため廃止されるものでございます。

次に、第16条の2たばこ税の税率の特例です。第95条と同様に3級品たばこ税について305円移譲されるものでございます。

次に、第23条でございますが、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。改正前第1項、第2項は所得割納税義務者、第3項、第4項については親族についての規定でございます。改正案第1項は、雑損控除額がある場合、修理等災害関連支出、損失対象金額について適用するものでございまして、平成23年とあるのを損失が生じた年といたしまして、次のページの第2項を削除するものでございます。改正案の

第2項でございますが、親族試算損失額に関する規定でございますして第1項と同様の改正を行い第4項を削除するものでございます。

次に、第26条個人町民税の税率等の特例でございます。これにつきましては、東日本大震災からの復旧・復興を促進するための一環といたしまして全国的に緊急に防災、減災事業を行うための復興増税といたしまして平成26年度から平成35年度までの10年間、各年度の個人町民税均等割500円を加算するものでございます。なお、個人県民税についても同額加算されるものでございます。

議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。附則でございます。第1条につきましては、施行期日でございますして公布の日から施行するものでございますが、12ページの第1号につきましては、退職所得の特例についてでございます。改正後の特例の廃止及び次の附則第2条の経過措置につきましては平成25年1月1日から、2号については、たばこ税についてでございますが、改正後のたばこ税の税率及び附則第3条の経過措置につきましては、平成25年4月1日からとなるものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号 涌谷町町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第12、議案第7号 涌谷町震災復興基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、宮城県東日本大震災復興基金交付金交付要綱第5に基づき、涌谷町震災復興基金を設置するため地方自治法第241条第2項に基づき、本条例を制定いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の13ページ、14ページをお開きください。

涌谷町震災復興基金条例でございます。

ただいま提案理由でご説明しましたがけれども、宮城県は東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るために市町村で行う地域の実情に応じた住民生活の安定、それからコミュニティの再生及び地域経済の振興、雇用維持対策等に係る事業に要する経費についてこの交付金要綱に基づきまして、当該市町村に交付金を交付することとなりまして、それを受けて市町村は県の交付要綱第5条に基づいて基金を設置するという事になったわけでございます。

それで第1条で基金の設置をうたっております。第2条で基金の額を規定しております。基金の額については歳入歳出予算の範囲内ということになります。第3条では管理について、そして第4条では運用収益の処理、第5条で繰りかえ運用、第6条で処分について規定いたしております。

14ページですけれども、この条例は公布の日から施行しまして、平成33年3月31日でその効力を失うというものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 涌谷町震災復興基金条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号 涌谷町震災復興基金条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第8号 公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、公民館運営審議会の委員の基準を条例で定めるに当たっての参酌すべき基準を定める省令の改正に伴いまして、公民館条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

改正の内容につきましては、公民館運営審議会委員の委嘱の基準について、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱することとした内容となっております。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育文化課三塚統括主幹。

○教育文化課統括主幹（三塚尚登君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

新旧対照表の7ページをお願いします。

ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、公民館運営審議会の委嘱の基準を明文化したものでございます。第3条第2項に規定するものであります。3項以降につきましては、項ずれによるものでございます。

内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおり、以前は定数と任期だけを規定しておりましたが、今度は委嘱の基準を明文化したものでございます。

議案書にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 公民館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号 公民館条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議案第9号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成23年度は東日本大震災のため、仮賦課を行わず、本賦課1回の9期の納付納期を特例としておりましたが、平成24年度におきましても引き続き納期を9期にいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（安部政志君） それでは、議案第9号についてご説明を申し上げます。

議案書16ページをお開きください。

平成24年度におきまして、東日本大震災に関する保険税の減免の取り扱いでございますが、国におきまして現在9月末まで延長する方向で検討されております。町といたしましては、国の財政支援が延長された場合、減免対応する考えでございます。延長された場合、4月の暫定賦課時点におきましては、年間の税額が確定していないため7月の本賦課時点で処理することになりますので、平成24年度におきましても9期にいたそうとするものでございます。

また、議会でも質疑がございます収納率向上対策の一つとして、納付環境の整備見直しを進めることとしてございますが、現在国保運営協議会のご意見をいただき検討を進めておるところでございますが、結論を得るまでには至ってございません。このような状況から国における保険税の減免措置の動向を見ること、それから収納率の推移を比較検討するため平成23年度と同様に普通徴収の納期の特例を行うものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議案第10号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成24年度から平成26年度を計画期間といたしました第5期涌谷町介護保険事業計画に基づき、条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

主な改正内容につきましては、介護保険事業計画により向こう3カ年間の給付等や処分可能な基金の額を推計し、基準保険料を月額4,000円に定めようとするものでございます。

また、議案第9号と同様、引き続き平成24年度におきましても普通徴収の納期を9期にいたそうとするも

のでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（安部政志君） それでは、議案第10号についてご説明を申し上げます。

議案書17ページ、18ページをお開きください。また、新旧対照表につきましては8ページをお開きください。

初めに、新旧対照表の8ページでご説明を申し上げます。改正の主な内容につきましては、昨日行政報告がありありました平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画の策定による保険料率の改正でございます。第5期の基準保険料額は、現在の月額3,752円から4,000円に6.6%引き上げるものでございます。なお、平成21年度から23年度までは保険料軽減対策といたしまして国からの交付金により基金を設置して、基準保険料額を3,700円に引き下げておりますので、実質8.1%の引き上げとなります。

第3条第1項は、第5期計画期間の平成24年度から26年度の年間保険料率の改正でございます。第1号につきましては、生活保護受給者、世帯住民税非課税で福祉年金受給者、第2号につきましては世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額が80万円未満、第3号については、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額が80万円以上、第4号は被保険者本人が住民税非課税、世帯全員が課税世帯、第5号につきましては、被保険者本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満、第6号は被保険者本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の被保険者についてそれぞれ保険料率を改正するものでございます。

附則第9条につきましては、平成24年度の普通徴収に係る納期の特例でございまして、議案第9号の国保税と同様に国の財政支援が決定されることを待っておる状況でございますが、同様に平成24年度の特例とするものでございます。

次に、議案書の17ページ、18ページをお願いいたします。

附則の第1条については施行期日、第2条は経過措置でございます。第3条でございますが、平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例でございます。条例第3条第4号に該当する被保険者の合計所得が80万円以下のものにつきましては、介護保険事業計画の第3期及び第4期におきまして激変緩和措置を講じてきております。第5期におきましても同様に基準額4万8,000円に0.83を乗じた、つまり17%の軽減を講じることといたしまして、3万9,840円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第16、議案第11号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域主権一括法により従来まで国の政令等で定められていた基準等を町の条例で定められるよう求められていることから、涌谷町町営住宅条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、平成24年4月1日をもって、公営住宅法において廃止される同居親族要件を従前の内容で本条例において引き継ごうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 建設水道課長。

○参事兼建設水道課長（村上芳行君） それでは、19ページをお開き願います。

議案第11号

涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例

涌谷町町営住宅条例（平成9年涌谷町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成24年度入居者の資格等の経過措置）

5 平成24年度入居者の資格等は涌谷町町営住宅条例第6条及び第19条「法第23条」は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）32条の規定による改正前の公営住宅法とし、「公営住宅法施行令第6条」は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定により改正前の公営住宅施行令第6条」として適用する。

附則

この条例は平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月8日提出

涌 谷 町 長

ただいま、町長から提案の理由がございましたが、地域主権一括法によりまして公営住宅法で定められた入居者資格のうち、同居親族要件が4月1日をもって廃止となり、新たに町の基準で条例を定めることとなりましたので、この同居親族要件を従前の内容で維持する目的から附則を持って涌谷町町営住宅条例に引き

継ぐものでございます。

なお、地域主権一括法によりまして、1年以内に大幅な改正が必要となりますが同居親族要件のみ24年4月1日で廃止となりますことから、緊急を要するため本来でありますと本則の改正でお願いすべきものでございますが、今回附則により改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第17、議案第12号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町国民健康保険病院に本年4月から呼吸器内科医師の採用が見込まれること、また応援医師により定期的な婦人科診療業務の実施見込みがついたことから、規定の診療科目に婦人科と呼吸器内科の診療科目を追加いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当副センター長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 町民医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 議案第12号の説明をいたします。

婦人科につきましては、平成21年4月から常勤の医師が赴任いたしまして、平成22年1月に退職したという経緯もあります。それらのその後、婦人科の検診等もありますことから、加美病院の婦人科の先生にお願いして原則月1回の応援ではございますけれども、お願いできたというところでございます。それから、23年度末で内科医師の塚本医師それから沼田医師が退職予定でございます。そのかわりといたしまして、呼吸器内科、この医師は登米市の豊里病院から来る医師でございます。それからもう1名自治医科大学の卒業の

医師派遣で栗原中央病院から内科の医師が1名来ることになってございます。豊里病院から来る医師が専門が呼吸器内科というところで、今回追加いたすものでございます。呼吸器内科の医師がいることで、検診等やっておりますが、その制度管理の評価も上がるというところもございます。

全科につきましては、全部の診療科につきましては新旧対照表の9ページをごらんいただきたいと思いません。

施行は平成24年4月1日からの施行となります。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） 呼吸器内科が4月から出るそうなのですが、実は今耳鼻科にかかっているんですね。呼吸器のほうで。睡眠時無呼吸症候群で以前は石巻の市立の呼吸器内科にかかっていたんですけども、診療休止になったのでそしてこっちの耳鼻科にかかっているんです。シーパップですか、マスクを借りているわけよね。ところが、言って悪いけれどもあんまり向こうと比較して、石巻の市立に東北大学の助教授だか来ていたんですよ。その先生と比較するとあんまりわかっていなくてないかなと。ただ、リース料を払いに行くような感じなんだよね。向こうにかかっていたときは毎月カードを持ってメモリーカードを持っていくんですけども、それが先月分が来て、そいつのデータも渡されて詳しくいろいろ指導されてくるんだよね。ところがこっちは本当にただリース料払いに毎月行くようなものだから、そうすると呼吸器内科が出るからその耳鼻科から睡眠時無呼吸症候群のやつは移すんですか。どうなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 診療内容についてはちょっと私責任的なところはわかりませんが、その症状によって呼吸器内科だったり耳鼻咽喉科だったりなるんだろうと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。8番。

○8番（門田善則君） これは毎回言っているんですけども、前にも産婦人科今課長の説明で21年から22年まで、のときも、あそこを造作するのにお金がかかっていると。それで1年でやめられたらちょっと割に合わないんじゃないかという話をやった経緯がありますが、そういった観点から考えると今回も婦人科についてのニーズが町民ニーズがどのくらいあって必要不可欠と考えたのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（遠藤稔雄君） 町民医療福祉センター副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） ニーズですけども、1番は検診で婦人科検診でありますのでそういう対応をお願いしたい、国保病院で婦人科検診も受けられるという環境を整えたいというところが1点です。

それから原則月1回ということですので、確かに前の先生のとときもなかなか患者数が伸びなかったというところもありますけれども、やはりその辺は医師と患者さんの信頼関係がある程度できないと患者さんもふえないものと思いますけれども、今回の場合は月1回とそれから検診重視ということでお願いしたところがございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。追加ありますか。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） ちょっと追加ですが、原則月1回ということですが、
検診等始まれば2回とかそういう回数もふやすことも一応お願いしてございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第18、議案第13号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、宮城県市町村職員退職手当組合に加入しています大河原町ほか1市2町保健医療組合の名称が、宮城県南中核病院企業団に変更となることから、規約を変更いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略して、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。



◎議案第14号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第19、議案第14号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部変更についてと日程第20、議案第15号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部変更についてはそれぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました議案第14号、議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び審査会を共同設置する構成団体の大河原町ほか1市2町保健医療組合の名称が宮城県南中核病院企業団に変更となることから、規約を変更いたそうとするものでございます。ございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部変更については原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第21、議案第16号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎地域広域行政事務組合の規約第17条第1項第1号に規定する関係市町の負担金について、衛生費負担金の斎場施設、教育費負担金の教育施設及び民生費負担金の民生施設に係る起債償還に要する経費を新たに追加すること、また負担金の算定基準から平成24年3月31日までに起債償還が完了する施設を除くことから、規約の一部を変更しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の27ページになります。

すみません、新旧対照表の12ページ、13ページでご説明したいと思います。

まず、提案理由でありましたように大崎広域行政組合への市、町負担金については、組合規約で規定されておりまして具体的にはこの13ページにある別表に種類ごとに記載されております。

それで、負担金の種類はここに改正前、改正後ありますけれども、改正前の表で説明しますと表の左端のほうに総務費負担金、それからその下、衛生費負担金とあります。それから、16ページにまいりまして同じく左端ですね、消防費負担金、そして17ページは教育費負担金、18ページが民生費負担金というふうになっております。

申し訳ありません、16ページをちょっとお開きください。

それでは、16ページの改正後の欄を見ていただきたいんですけども、今回の改正は例えばここに衛生費の斎場施設、これで申し上げますと斎場施設は16ページの改正後の表の上のほうから2番目、中ほどにかけて記載されておりますけれども、今後新たに建設したり改修したときに生じるであろう起債の償還に対する各市、町の負担金の負担割合、または負担額を追加したものでございます。以下17ページの教育施設、それから18ページの民生施設についても同様となります。これが1点目の改正でございます。

それから、2点目の改正につきましては、平成24年3月31日までに起債償還が完了する施設を削除したものでございます。それで13ページをちょっとお開きください。

例えば、13ページの改正前の表で、表の下のほうになりますけれども、ここに4つ書いてありますけれども大崎広域整備加美クリーンセンター、それから大崎広域西部加美衛生センター、それから14ページに行きまして、これも改正前なんですけれども大崎広域整備環境美化センターでその下のほうですね、ずっと下のほう、大崎広域中央師山でしょうか、衛生センター、大崎広域中央最終処理センターということでこれらの施設がこの3月31日に償還が終わるということで今回削除されたものでございます。以上で説明を終わります。

す。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第22、議案第17号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災いたしました笹岳地区における農業集落排水の災害復旧工事となります。

本工事は、平成24年2月7日付で株式会社白岩建設と1億8,112万5,000円で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の31ページをお開きください。

読み上げます。

工事請負契約の締結について

- 1 契約の目的 平成23年度笹岳中央地区（農集排）災害復旧工事
- 2 契約金額 1億8,111万2,500円
- 3 契約の相手方 遠田郡涌谷町字六軒町裏191番地1

株式会社 白岩建設

代表取締役 白 岩 敬 子

なお、工期は議決された日の翌日から平成24年3月31日までとなっております。

概要につきまして、担当課より説明いたさせます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設水道課澤田統括主幹。

○建設水道課統括主幹（澤田勝治君） それでは、定例会資料2の1ページをごらんいただきたいと思います。

工事概要でございますけれども、地図に赤で印がつけられているところが今回の復旧箇所でございます。地震によりまして下水道管にたわみが生じ、下水が滞留していることから災害復旧工事により復旧するものでございます。

復旧方法でございますが、開削による下水道管の入れかえ工事でございます。復旧延長が2,768メートル、その間マンホールの補修箇所が48カ所となっております。工事に当たっては迂回路の確保や緊急道を考慮いたしまして、地域の協力を得ながら実施したいと考えております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 入札の方法等聞いていなかったものですからその辺教えていただきたいのと、きのうも補正でこの建設会社が二つ落札していると思います。それにこれに加わると工事がそれで本当に間に合っていてやっていただけるのかどうかということも不安になるんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午後4時47分

再開 午後4時47分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） すみません、失礼しました。

まず、農集排のこの工事なんですけれども、実は3回目の入札で落ちた落札したものでございます。1回目につきましては平成23年11月4日付で公告しまして、条件つき一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）ということで行ったんですけれども応札者なしのために不調になっております。2回目設計変更いたしました。今度は指名によりまして入札を行いました。これは23年の12月22日でございます。不調でございました。そして、3回目さらに設計変更いたしまして町内の4社を指名いたしまして落札したといういきさつでございます。

（「2回目の指名は何社ですか」の声あり）2回目は町内が4社、町外が5社、合計の9社指名いたしました。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） わかりました。ただね、2回目が町内外含めて9社ということで3回目が町内だけとしたその理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 2回目で多分大丈夫だろうという腹づもりはございました。でしたけれども、思ったように応札もないということがございまして、さらに設計変更を行ったということでございまして、3回目のこの指名につきましては対応できる会社の方、町内ですね、特に集まっていたかまして丁寧に説明をして入札に参加していただいたと、そういういきさつでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 次、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第23、議案第18号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災いたしました町民医療福祉センターの災害復旧工事となります。

本工事は、平成24年2月7日付で株式会社菊森建設工業と1億2,180万円で仮契約を締結したところでございます。

その工事請負契約について契約を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の32ページでございます。

1 契約の目的 平成23年度涌谷町町民医療福祉センター災害復旧工事

2 契約金額 1億2,180万円

3 契約の相手方 遠田郡涌谷町字田町裏131番地

株式会社 菊森建設工業

代表取締役 菊 森 仁

なお、工期は議決された日の翌日から平成24年3月31日まででございます。

契約のいきさつについて、申し述べておきたいと思います。実はこの工事につきましても3回目での落札でございました。1回目は前の工事と同じように11月4日条件つき一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）で行いましたが、ちょっとすみません。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午後4時53分

再開 午後4時53分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 失礼しました。

11月4日付で公告いたしまして、11月18日に開札予定であったんですけども、その間に災害査定が行われまして内容と大きく変化いたしてしまいまして、1回目は入札を中止いたしております。

それで、第2回目災害査定で内容変更を迫られましたので設計変更を行いまして12月9日付で公告をいたしております。条件つき一般競争入札でございます。ただし、このときは1社応札ありましたけれども、予定価格を逆に下回ったために不調ございました。さらに3回目、設計変更を行いまして前の工事と同じように町内の4社、対応できると思われる4社を招集いたしまして工事内容を丁寧に説明いたしまして、それで2月2日に落札したということでございます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

質疑に先立ちまして、ここで時間を1時間延長しておきます。

質疑続行してください。13番。

○13番（大橋信夫君） 大変難儀した入札状況だった中であつたように感じます。今回の震災につきましては、当初通常の積算単価ということで出したんですけども、このごろやっと県も国も積算単価の見直しということで、恐らくこういった落札決着の仕方かなと思っております。今でも私の家の前を山形の車とか八戸の車とかどンドン通っていきます。ほうぼうから、全国からこういう業者が来るので経費かかると。その経費かかり増し分をやはりこういった数字の中で出していくか、あるいは設計変更して単価をおろすか、面積をおろすかとそういう苦労があつたと思うんですが、現在の状況についてお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 答弁の前に医療センター副センター長より追加説明の申し入れがありますので、許可します。

○町民医療福祉センター副センター長（佐々木敏雄君） 工事内容について説明いたしたいと思えます。この工事は健康福祉棟の一般会計とそれから病院棟の病院会計、それから老人保健施設の老人保健施設会計の3会計で契約一括したものでございます。施設は共用部分も多いため、発注する側も受注する側も有利と判断したための一括契約としたものでございます。

各会計の内訳でございますけれども、一般会計が2,862万3,000円、病院会計が6,467万6,000円、老健会計が2,850万1,000円、合わせまして1億2,180万円となっているものでございます。

工事内容といたしましては、塔屋と言われますペントハウス、医療福祉センターという看板があると思えますがそれらの構造の補強、梁、柱の補強を行います。当然あと仮設の足場等の設置もございまして。それから天井の補修、それは天井板の張りかえ等もございまして。それから、内装につきましてはクラック、それからエキスパンションの補修、それから外壁につきましてもエキスパンションそれからクラック、それからアスファルトの補修、それからインターロッキング等の補修がございまして。それから、屋上の防水といたしま

して防水シートの張りかえを予定しているものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 答弁をお願いします。総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） ご心配いただきましたように、一時こういったふうに不調となったものが大きい工事としましてはこの二つでございました。このほかに額は大きくなかったんですけども、橋梁関係ですか、そこら辺につきましては一時軒並み不調というふうなことも続きましたけれども、その後設計変更を行いまして現在では設計を終わったものについて、準備終わったものについては順調といえますか、滞っているものはございません。

○議長（遠藤稔雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） ただいまの答弁で了とするものでありますが、まだまだ町内にはそういった箇所がございます。それにつけて、こういった入札の時期がずれますと当初予定していた整備の日には、いわゆる町民の方々、いつまでやんだべなという心配の中での入札状況、工事の実施状況になると思いますので、やはりそういった何かの形でこういう状況で工事延びますよと、もう少し我慢してどうかという町民の方たちにお知らせする期間があってもいいのではないかと。ほかに金額出す方法がないからね。そういった意味で非常に苦勞していると、町民の方々も「おらいの前いつ直るんだべな」と、きのうの質問にありましたけれども、そういった形での親切心ですか、そういったものが必要かと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務企画課長。

○総務企画課参事兼課長（城口貴志生君） 工事等のおくれで大分ご不便をおかけしております。こういった内容につきまして通常と状況がちょっと違うものですから、町の広報等でこの辺につきましては十分に周知方をしていきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後5時00分